

労 働 衛 生 の 現 状

～ 適切な作業環境管理、労働時間管理を実施し、

健康障害を防止しよう～

令和2年度 全国労働衛生週間スローガン

『 みなおして 職場の環境 からだの健康 』

大 田 原 労 働 基 準 監 督 署

一般社団法人 塩那労働基準協会

※令和3年4月1日から、金属アーク溶接等作業について健康障害防止措置が義務付けられます。詳しくは27ページから38ページをご覧ください。

目 次

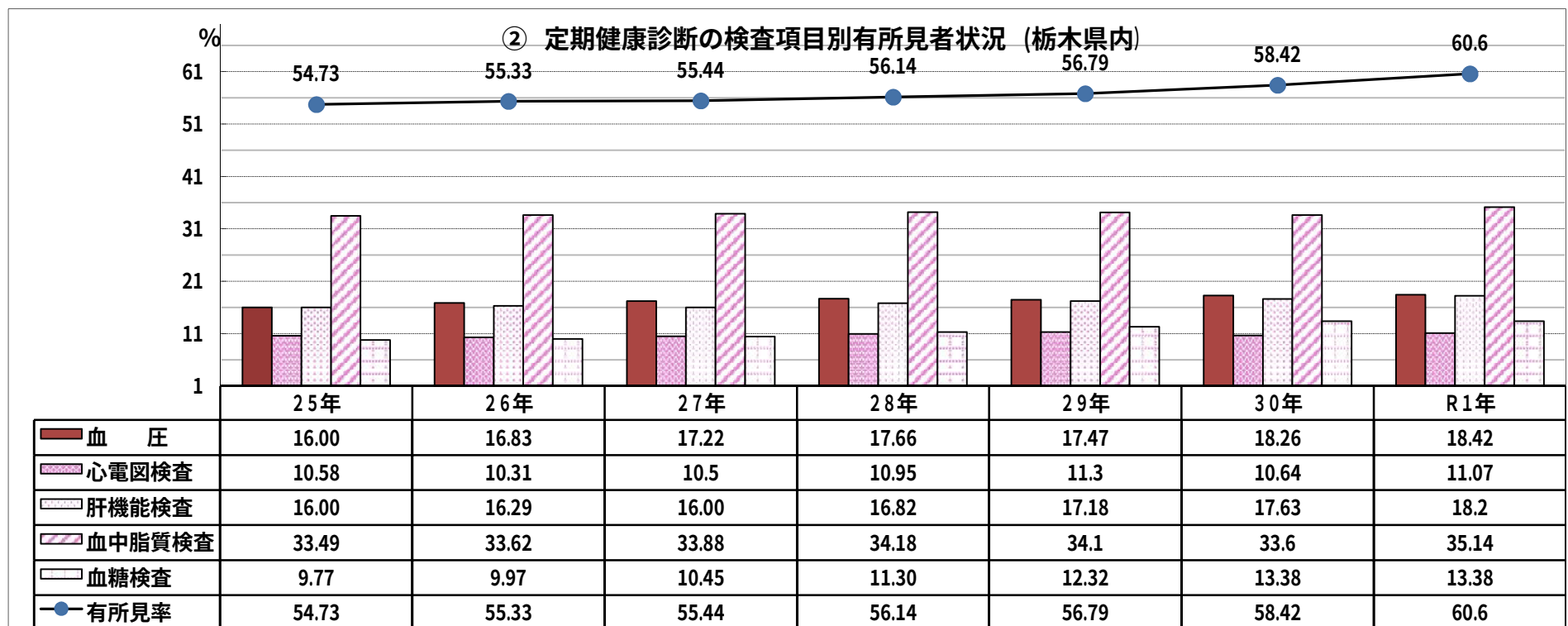
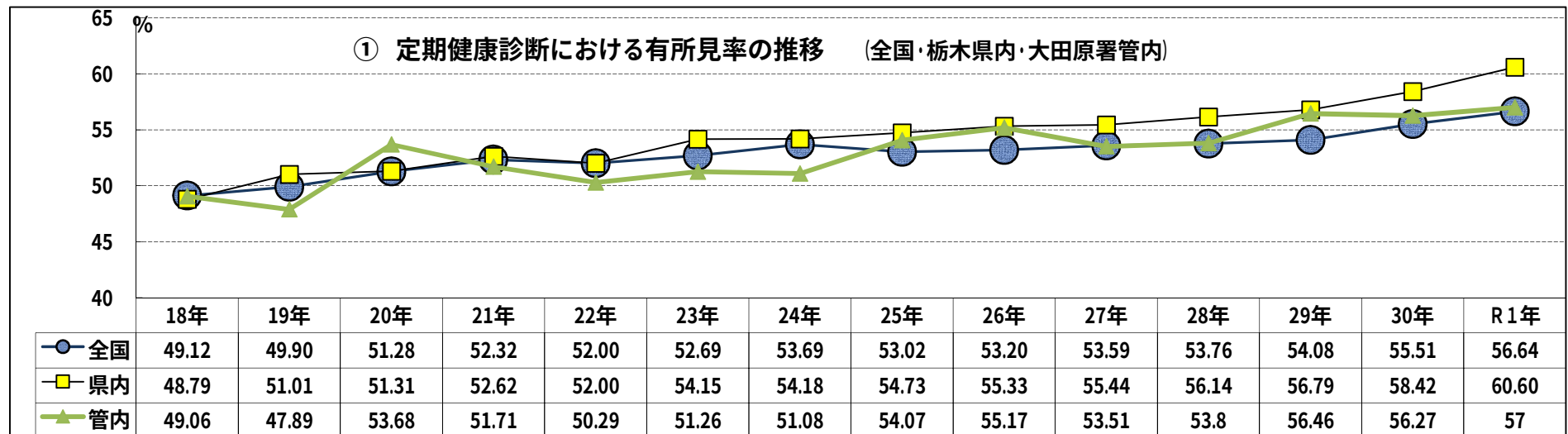
・ 全国労働衛生週間スローガンの歴史	1～2
・ 定期健康診断における有所見率の推移・検査項目別有所見者状況〔全国・栃木県内・大田原署管内〕	3
・ 定期健康診断検査項目別有所見率〔全国・栃木県内・大田原署管内〕	4
・ 特殊健康診断別有所見者数の推移〔栃木県内・監督署別〕	5～6
・ 特殊健康診断等対象事業場数／受診労働者数の推移〔栃木県内〕	7～8
・ 職業性疾病の分類別・業種別発生状況／分類別発生状況の推移〔栃木県内〕	9～10
・ じん肺健康診断実施状況等の推移	11
・ 監督署別じん肺管理区分の決定状況／じん肺管理区分決定状況の推移	12～13
・ 規模別心理的な負担の程度を把握するための検査実施状況〔栃木県内〕	14
・ 健康診断結果報告等の提出（大田原監督署からのお願い）	15
・ 労働安全衛生法等の規定に基づく健康診断一覧	16～17
・ 労働安全衛生法に基づく健康診断実施後の措置について	18～19
・ 産業保健総合支援センターの地域窓口を利用していますか？	20
・ 化学物質の取扱に対する労働衛生対策	21～24
・ 第9次粉じん障害防止総合対策	25～26
・ <u>金属アーク溶接等作業について健康障害防止措置が義務付けられます（屋内作業）</u>	27～34
・ <u>金属アーク溶接等作業について健康障害防止措置が義務付けられます（屋外作業）</u>	35～38
・ 化学物質による健康障害防止指針（がん原性指針）を改正しました	39～50
・ ラベルでアクション	51～54
・ 有害物ばく露作業報告の提出	55
・ 受動喫煙防止対策助成金のご案内	56～59
・ こころの耳（働く人のメンタルヘルス・ポータルサイト）	60～61
・ インターネット等を介したeラーニングにより行われる特別教育の当面の考え方について	62
・ 新型コロナウイルス接触確認アプリのインストールをおねがいします	63～64

全国労働衛生週間スローガンの歴史

第71回	(令和2年)	みなおして 職場の環境 からだの健康	
第70回	(令和元年)	健康づくりは 人づくり みんなでつくる 健康職場	
第69回	(平成30年)	こころとからだの健康づくり みんなで進める働き方改革	
第68回	(平成29年)	働き方改革で見直そう みんなが輝く 健康職場	
第67回	(平成28年)	健康職場 つくる まもるは みんなが主役 (化学物質のリスクアセスメント義務化施行)	
第66回	(平成27年)	職場発! 心と体の健康チェック はじまる 広がる 健康職場 (ストレスチェック施行)	
第65回	(平成26年)	みんなで進める職場の改善 心とからだの健康管理	
第64回	(平成25年)	健康管理 進める 広げる 職場から	
第63回	(平成24年)	心とからだの健康チェック みんなで進める健康管理	
第62回	(平成23年)	見逃すな 心と体のSOS みんなで作る健康職場	
第61回	(平成22年)	心の健康維持・増進 全員参加でメンタルヘルス	
第60回	(平成21年)	トップが決意 みんながつくる 心の健康 明るい職場	
第59回	(平成20年)	あなたが主役 明るい職場と健康づくり	
第58回	(平成19年)	こころにゆとり からだに余裕 みんなでつくる 健康職場	
第57回	(平成18年)	疲れてませんか 心とからだ みんなでつくろう 健康職場 (過重労働・メンタルヘルスの指針)	
第56回	(平成17年)	働きすぎていませんか 働き方を見直して 心とからだの健康づくり	
第55回	(平成16年)	レッドカードが出る前に 心とからだの健康づくり	
第54回	(平成15年)	見つめて下さい心とからだ 見なおしましょう職場環境	
第53回	(平成14年)	自分でチェック! 私の健康 みんなでチェック! 働く環境	
第52回	(平成13年)	新世紀標準! 健康で笑顔あふれる快適職場	
第51回	(平成12年)	ミレニウム つくろう 心とからだの健康快適職場	
第50回	(平成11年)	続けますか 健康づくり 進めますか 快適職場	
第49回	(平成10年)	快適職場に明るい笑顔 あなたが主役の健康づくり	
第48回	(平成9年)	進めよう健康づくり あなたと企業の二人三脚	
第47回	(平成8年)	一人一人が健康づくり みんなの力で快適職場 (健康診断結果に基づく～指針)	
第46回	(平成7年)	みんなで進める健康づくり 創意と工夫で快適職場	
第45回	(平成6年)	<u>守ります私の健康</u> つくります疲労・ストレスない職場	
第44回	(平成5年)	いきいき健康 仕事にゆとり 笑いいっぱい元気な職場	
第43回	(平成4年)	みんなでつくろう ゆとり・健康・快適職場 (快適職場形成の指針)	
第42回	(平成3年)	広げよう心とからだの健康づくり 進めよう快適な職場づくり	
第41回	(平成2年)	健康です! 心とからだ 快適です! わたしの職場	
第40回	(平成元年)	今! 快適な職場づくり いま! 心とからだの健康づくり	
第39回	(昭和63年)	快適ですかあなたの職場 健康ですか心とからだ (健康保持増進指針)	
第38回	(昭和62年)	ととのえよう職場の環境 進めよう心とからだの健康づくり	
第37回	(昭和61年)	みんなで進める環境改善 心とからだの健康づくり	
第36回	(昭和60年)	工夫と努力で環境改善 <u>心とからだ</u> の健康増進	
第35回	(昭和59年)	広げよう環境管理 進めよう ¹ 作業管理 高めよう健康管理	

第34回	(昭和58年)	作業環境の改善と健康づくりで明るい職場
第33回	(昭和57年)	健康は作業環境の改善と 明るい職場から
第32回	(昭和56年)	作業環境の改善で 明るく健康な職場づくり
第31回	(昭和55年)	明るい健康な職場は 作業環境の改善から
第30回	(昭和54年)	環境改善と健康管理に取り組み さらに進めよう健康な職場づくりを！
第29回	(昭和53年)	職場の環境を改善し守ろう健康を！
第28回	(昭和52年)	健康はあなたと私の宝物 自分でつくろうみんなで守ろう
第27回	(昭和51年)	みんなで見直そう仕事と職場 みんなで作ろう健康なからだ
第26回	(昭和50年)	めざそう快適な職場 つくろう健康なからだ
第25回	(昭和49年)	<u>みんなでき</u> ずこう健康職場
第24回	(昭和48年)	健康は人と仕事の調和から
第23回	<u>(昭和47年)</u>	からだは健康に、職場は快適に (労働安全衛生法施行)
第22回	(昭和46年)	‘健康’は職場と家庭のあいことば
第21回	(昭和45年)	健康なからだと快適な職場をつくろう
第20回	(昭和44年)	目指そう、つくろう快適な職場
第19回	(昭和43年)	明るい職場は健康から
第18回	(昭和42年)	<u>作業環境</u> をととのえ働きやすい快適な職場をつくろう
第17回	(昭和41年)	衛生点検を行い、健康な職場をつくろう
第16回	(昭和40年)	作業条件と環境をととのえ、健康な職場をつくろう
第15回	(昭和39年)	作業環境をととのえ、病気のない明るい職場を作ろう
第14回	(昭和38年)	衛生点検を行い、健康で明るい職場を作ろう
第13回	(昭和37年)	衛生点検を行い、健康な職場を作ろう
第12回	(昭和36年)	職場の衛生点検を行い、健康な職場を作ろう
第11回	(昭和35年)	有害業務対策を積極的に推進すること、及び疾病に起因する欠勤防止の徹底を図ることに重点を置き、併せて衛生管理組織の整備充実、なかんずく労働衛生管理員の選任と活動を図り、この週間を効果的に実施する
第10回	(昭和34年)	衛生管理組織の合理的な運営及び疾病特に業務上の疾病防止に重点を置き、併せて衛生教育の進展を図り、この週間に効果的に実施
第9回	(昭和33年)	前年度に引き続き、併せて、労働環境の測定及び改善、労働衛生保護具の整備並びに保健施設の有効な利用に留意して実施する
第8回	(昭和32年)	前年度に引き続き、併せて、作業環境の改善、労働衛生保護具の整備に留意
第7回	(昭和31年)	健康診断特に特殊健康診断の励行並びにその事後措置に重点
第6回	(昭和30年)	健康診断およびその事後措置の適正なる実施に重点
第5回	(昭和29年)	有害作業環境の把握改善と中小企業における衛生管理の推進に重点
第4回	(昭和28年)	衛生管理組織の合理的な運営及び作業環境の改善に重点
第3回	(昭和27年)	健康診断の完全実施と衛生管理機構整備に重点をおいて
第2回	(昭和26年)	労働者の疾病・特に職業性疾患ならびに産業結核の絶滅を期する
第1回	(昭和25年)	労使の労働衛生思想の昂揚を図り、以て労働衛生行政の目的を達成しようとするものである

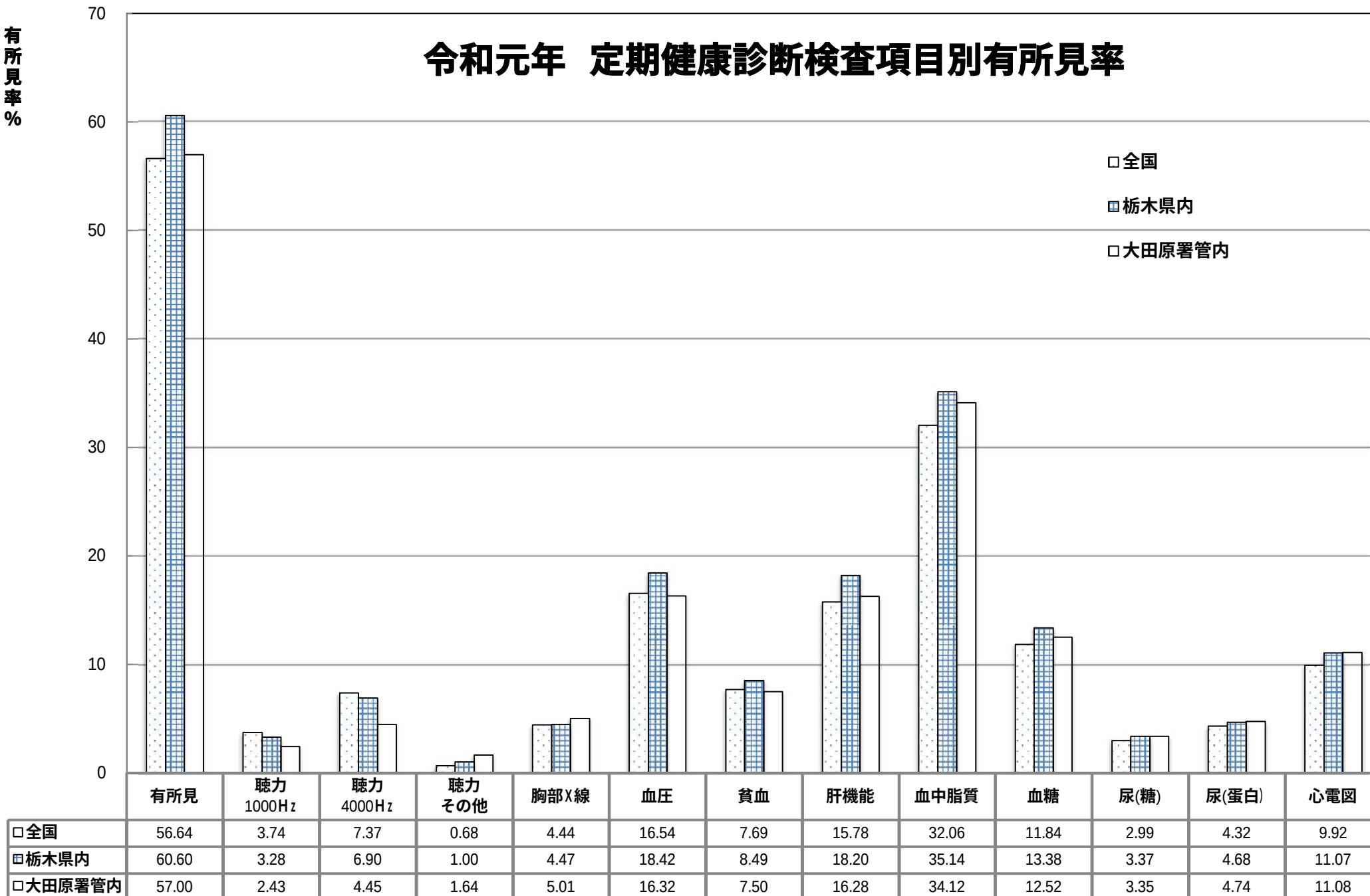
定期健康診断における有所見率の推移・検査項目別有所見者状況



有所見率%

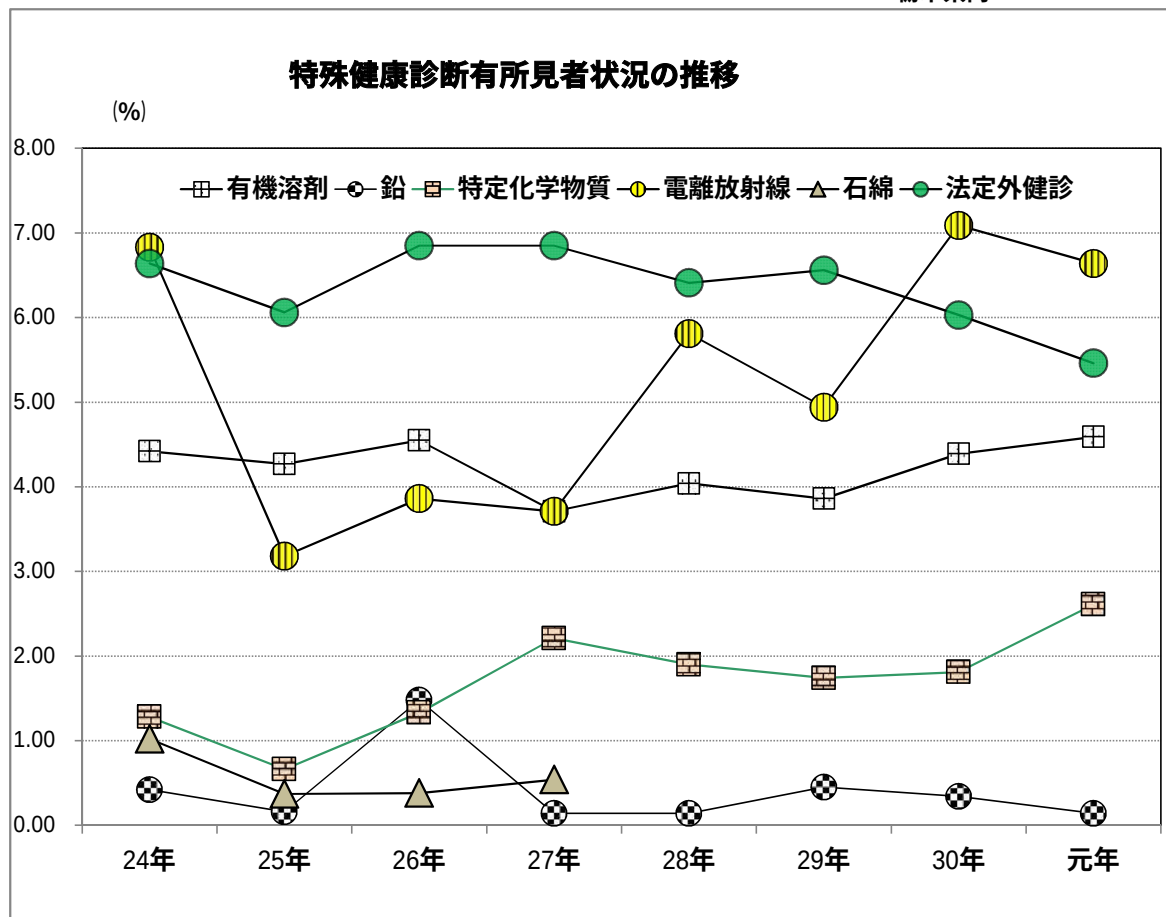
令和元年 定期健康診断検査項目別有所見率

□全国
▣栃木県内
□大田原署管内



特殊健康診断別有所見者数の推移

栃木県内



特殊健康診断別有所見者数の推移

栃木県内

区 分		10年	20年	25年	26年	27年	28年	29年	30年	元年
有機溶剤	対象事業場	1,062	884	914	976	993	981	969	989	985
	受診者数	12,601	16,134	14,636	15,574	15,044	16,250	16,436	17,007	16,335
	有所見率 %	5.73	4.70	4.27	4.55	3.71	4.04	3.86	4.39	4.59
鉛	対象事業場	236	141	95	90	90	96	89	91	85
	受診者数	3,309	2,150	1,833	1,825	1,469	1,409	1,113	1,450	1,397
	有所見率 %	0.87	0.70	0.16	1.48	0.14	0.14	0.45	0.34	0.14
特定化学物質	対象事業場	279	217	290	402	534	608	635	654	672
	受診者数	3,910	3,726	5,954	8,287	12,506	15,655	17,634	17,391	17,307
	有所見率 %	1.10	1.72	0.66	0.66	2.21	1.90	1.74	1.81	2.61
電離放射線	対象事業場	176	170	169	180	179	185	181	180	169
	受診者数	2,298	4,438	4,440	4,457	4,776	4,439	4,471	5,165	4,698
	有所見率 %	2.87	4.82	3.18	3.86	3.71	5.81	4.94	7.09	6.64
石 綿	対象事業場		18	16	19	17	20	21	23	20
	受診者数		299	269	262	184	316	38	259	193
	有所見率 %		4.35	0.37	0.38	0.54	0.00	0.00	0.00	0.00
法定外健診	対象事業場	379	362	375	412	417	414	426	447	426
	受診者数	22,694	31,833	33,701	31,888	32,685	34,216	32,313	33,721	30,856
	有所見率 %	10.80	10.55	6.06	6.85	6.85	6.41	6.56	6.03	5.46
合 計	対象事業場	2,132	1,774	1,775	2,079	2,230	2,304	2,321	2,384	2,357
	受診者数	44,812	58,281	55,381	62,293	66,664	72,285	72,005	74,993	70,786

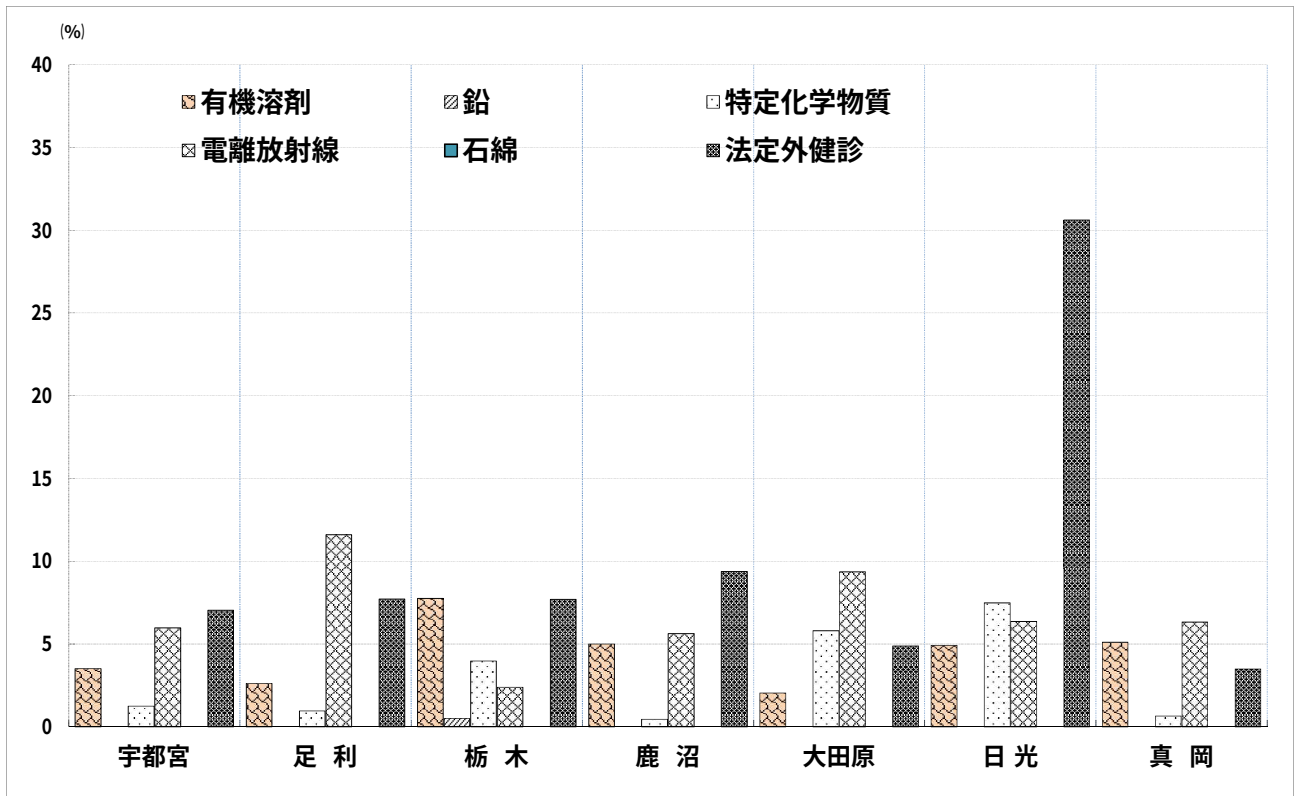
注 1. 各種健康診断結果報告書の集計結果による。

2. 法定外健診は指導通達に基づく健康診断の合計数である。

3. 石綿に係る平成10年までの健診結果は特定化学物質に含まれている。

監督署別特殊健康診断有所見者状況（令和元年）

栃木県内



署別特殊健康診断有所見者状況

栃木県内

区 分		宇都宮	足 利	栃 木	鹿 沼	大田原	日 光	真 岡	局
有機溶剤	対象事業場	250	85	281	72	129	56	112	985
	受 診 者 数	4,558	1,068	3,369	1,260	3,193	443	2,454	16,345
	有所見率 %	3.52	2.62	7.75	5.00	2.05	4.93	5.09	4.59
鉛	対象事業場	16	5	20	5	27	6	6	85
	受 診 者 数	128	9	408	40	391	377	44	1,397
	有所見率 %			0.49					0.14
特定化学物質	対象事業場	169	46	191	54	85	32	95	672
	受 診 者 数	4,491	1,162	3,644	1,791	2,694	294	3,231	17,307
	有所見率 %	1.25	0.95	3.98	0.45	5.79	7.48	0.65	1.81
電離放射線	対象事業場	52	13	39	8	24	10	23	169
	受 診 者 数	688	319	1,086	160	1,464	126	855	4,698
	有所見率 %	5.96	11.60	2.39	5.63	9.36	6.35	6.32	7.09
石 綿	対象事業場	10	1	5	2			2	20
	受 診 者 数	7	16	163	6			1	193
	有所見率 %								0.00
法定外健診	対象事業場	140	24	115	35	46	20	82	462
	受 診 者 数	5,233	1,050	4,550	810	5,022	258	13,933	30,856
	有所見率 %	7.03	7.71	7.69	9.38	4.88	30.62	3.49	6.03
合 計	対象事業場	637	174	651	176	311	124	320	2,393
	受 診 者 数	15,105	3,624	13,220	4,067	12,764	1,498	20,518	70,796

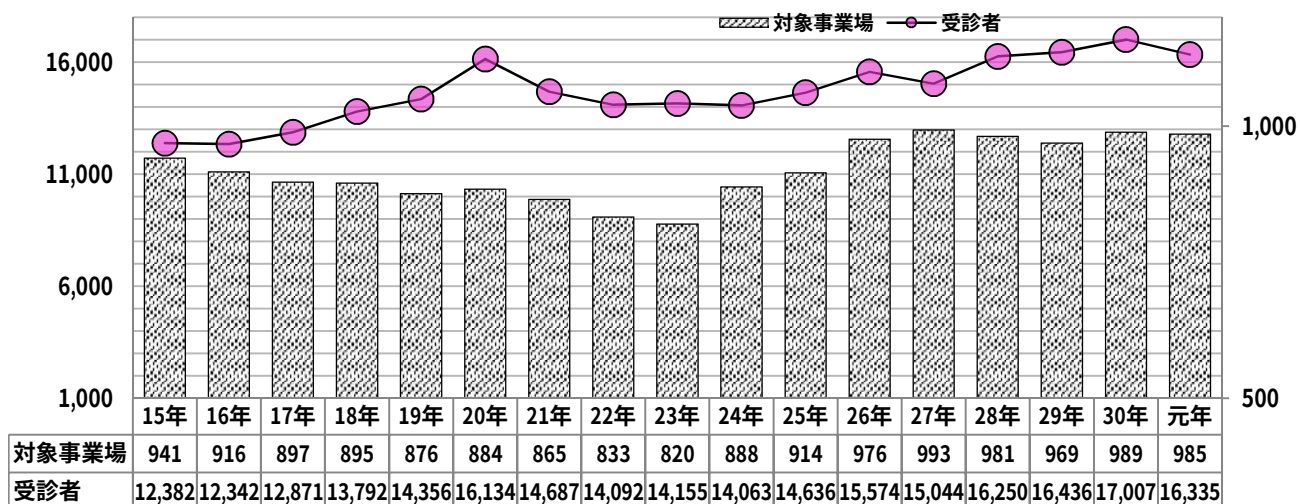
注 1 各種健康診断結果報告書の集計結果による。

2 「法定外健診」は指導通達に基づく健康診断の合計数である。

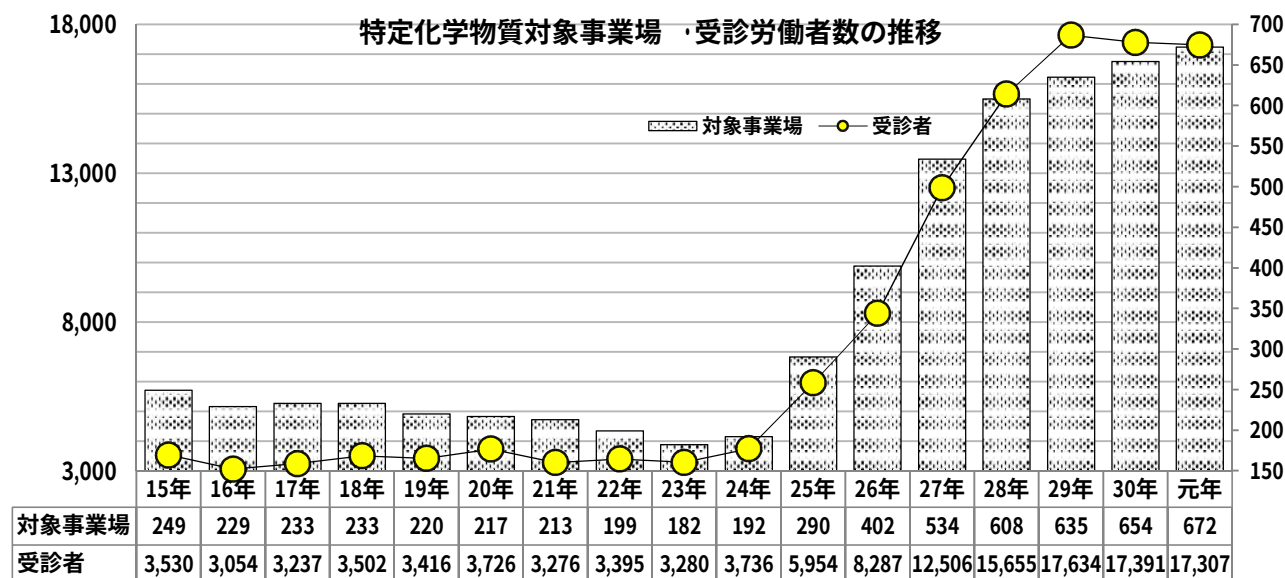
特殊健康診断等対象事業場・受診労働者数の推移

(栃木県内)

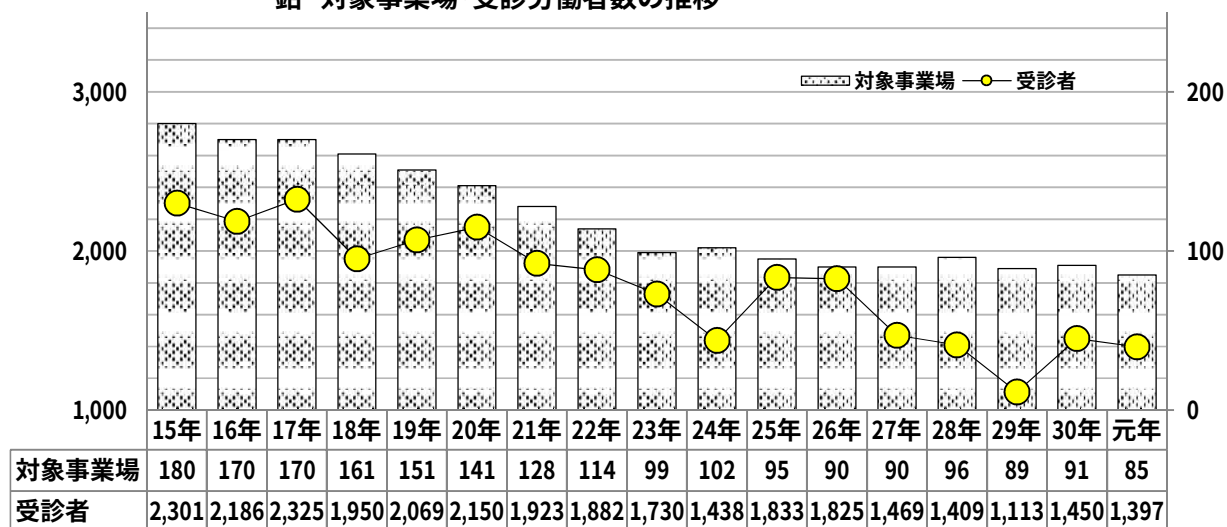
有機溶剤対象事業場・受診労働者数の推移



特定化学物質対象事業場・受診労働者数の推移

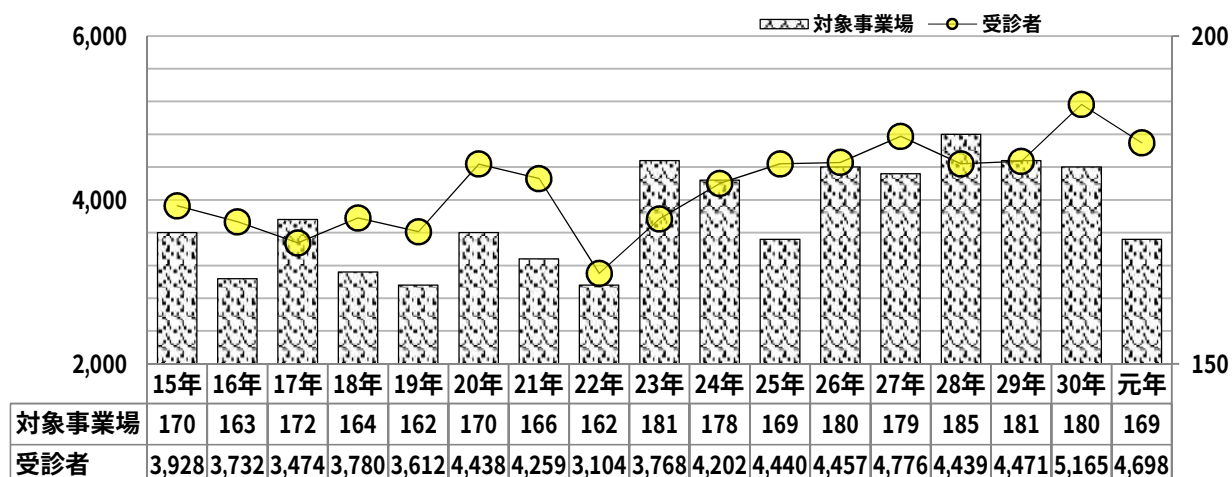


鉛 対象事業場・受診労働者数の推移

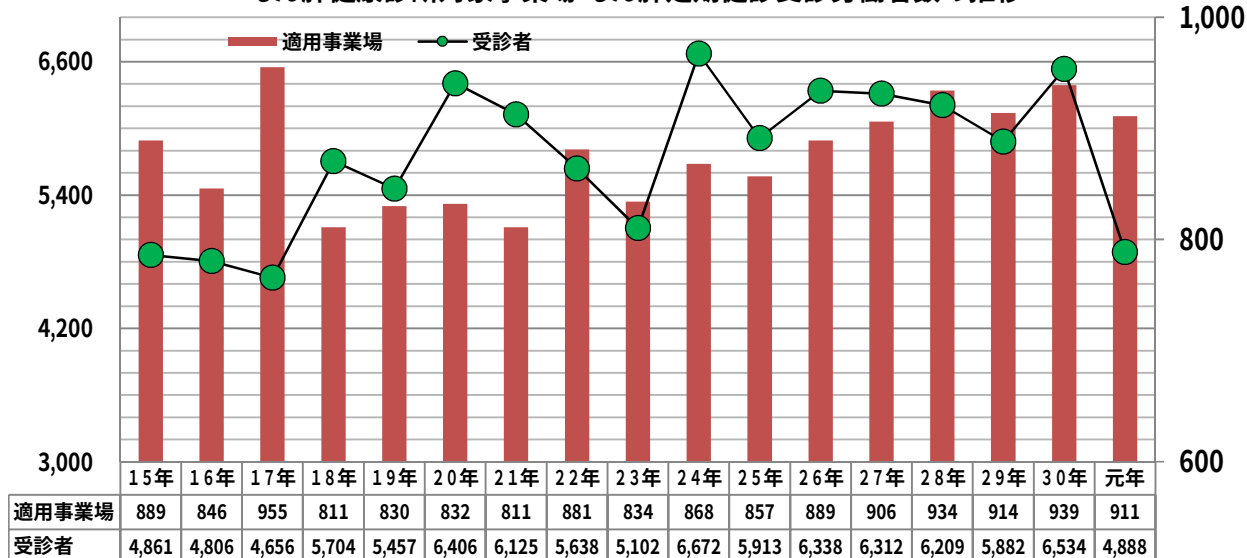


注：各種健康診断結果報告書の集計結果による。

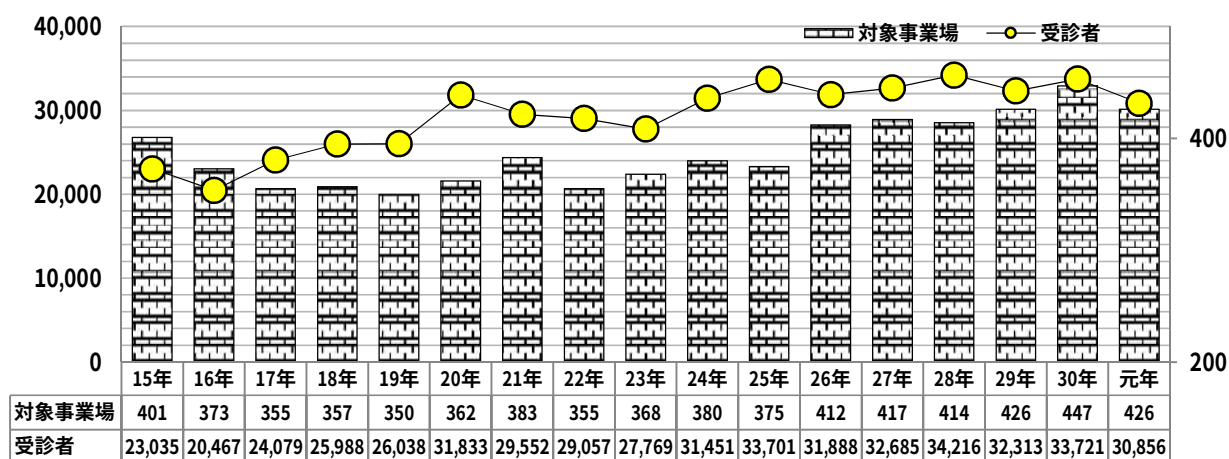
電離放射線対象事業場・受診労働者数の推移



じん肺健康診断対象事業場・じん肺定期健診受診労働者数の推移



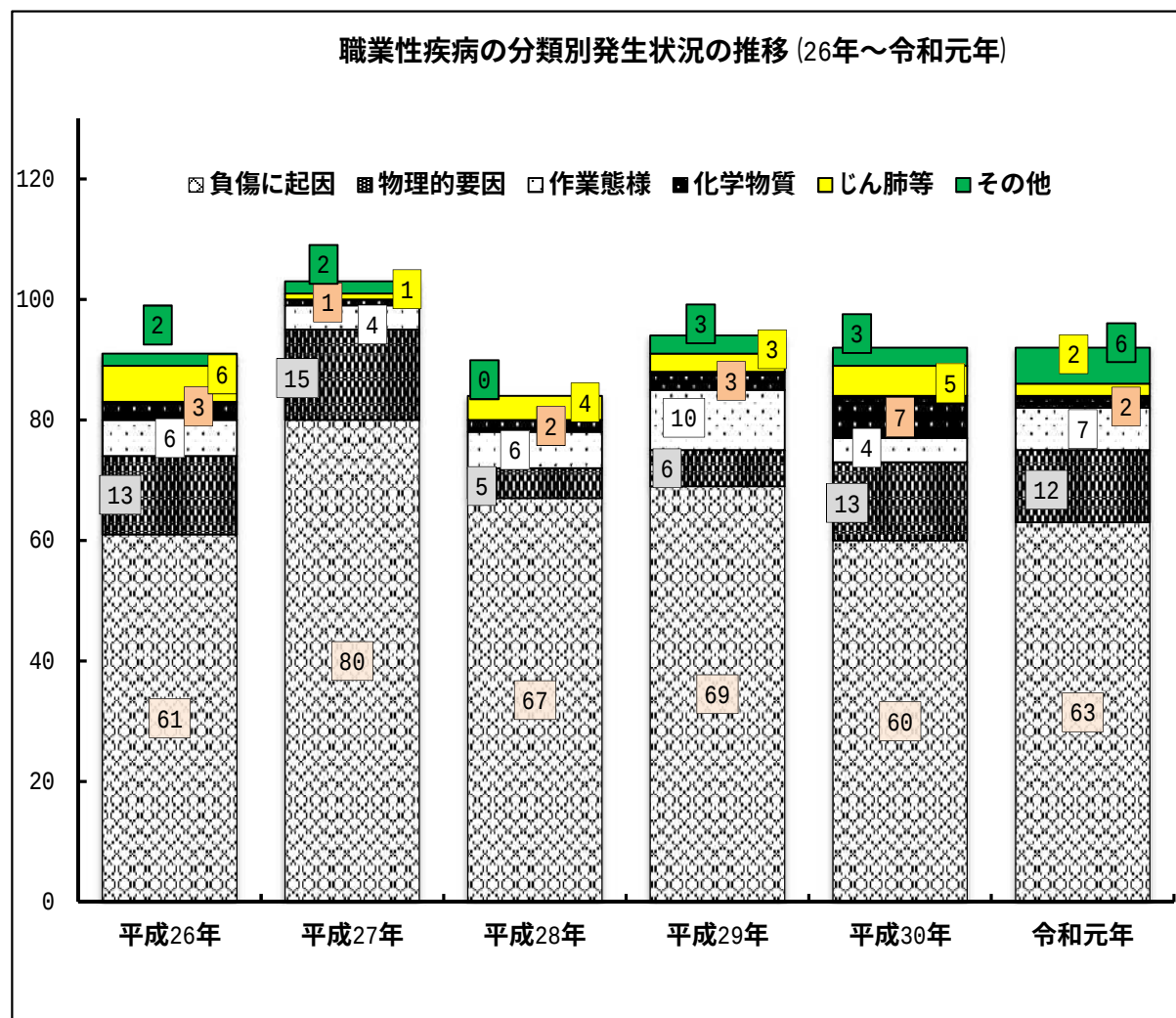
法定外対象事業場・受診労働者数の推移



注：法定外は指導通達に基づく健康診断の合計数である。

職業性疾病の分類別発生状況の推移 (26年～令和元年)

栃木県内



- 注 1 労働者死傷病報告による休業4日以上 の疾病である。
 2 疾病分類は労働基準法施行規則第35条による。
 3 じん肺等は休業分のみ計上。

区 分	26年	27年	28年	29年	30年	元年	構成比 (%)
負傷に起因する疾病	61	80	67	69	60	63	68.5
物理的因子による疾病	13	15	5	6	13	12	13.0
作業態様に起因する疾病	6	4	6	10	4	7	7.6
化学物質等による疾病 (がんを除く)	3	1	2	3	7	2	2.2
じん肺及びじん肺合併症	6	1	4	3	5	2	2.2
上記以外のその他の疾病	2	2	0	3	3	6	6.5
合 計	91	103	84	94	92	92	100.0

注 化学物質等による疾病 (がんを除く) は酸素欠乏症を含む (30年の7件中3件は酸素欠乏症)。

職業性疾病の分類別・業種別発生状況（令和元年）

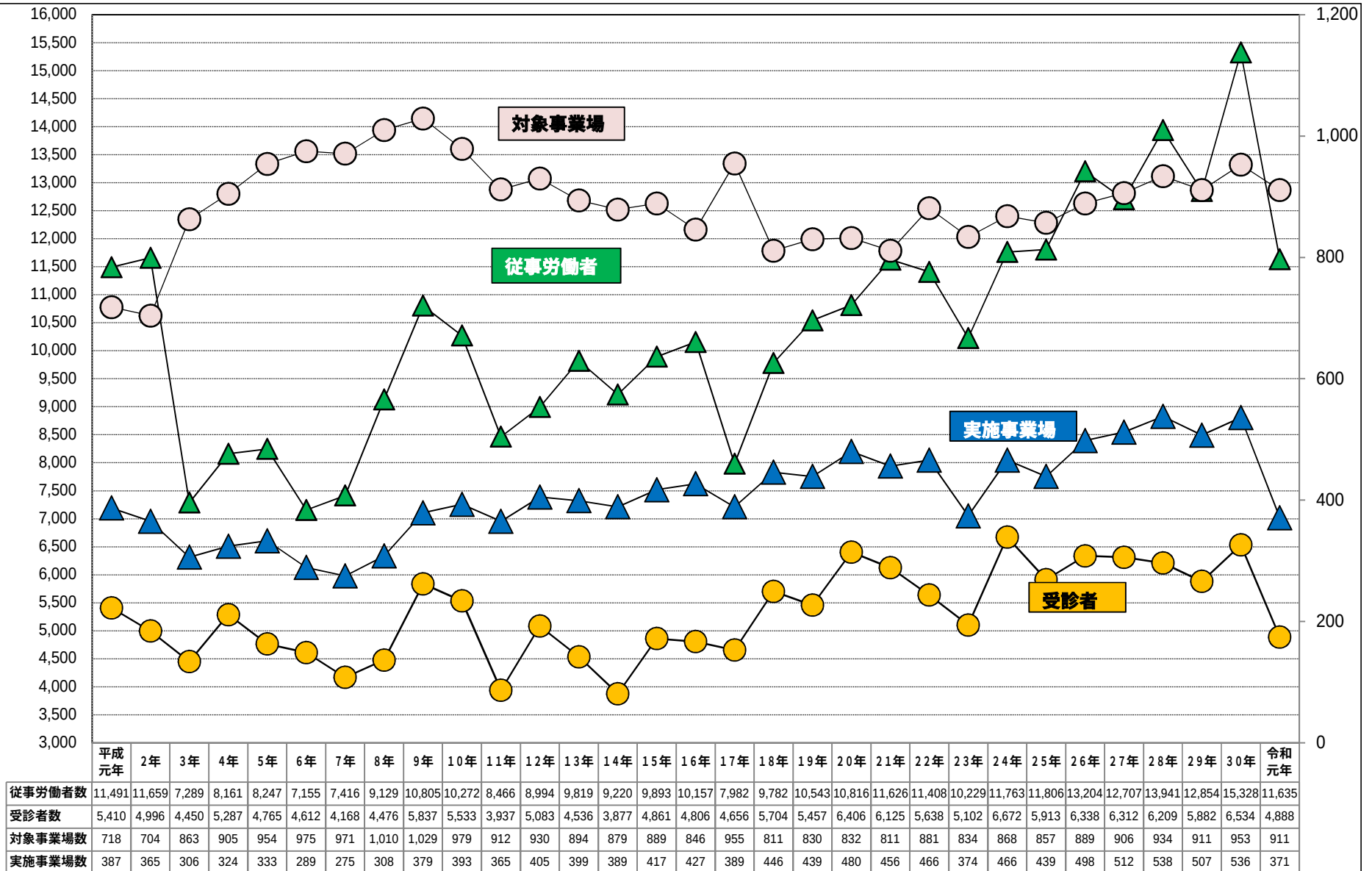
栃木県内

疾病分類 業種別		1		物理的要因による疾病					作業態様起因による疾病				13	14	15	左記以外のその他の疾病	合	構	平成 30 年 合 計
		負傷に 起因する 疾病	うち 腰痛	2	3	5	6	その他	8	9	11	その他	酸素欠乏症	化学物質による疾病（がんを除く）	じん肺及びじん肺合併症		計	成 比 %	
				有害光線による疾病	電離放射線による疾病	異常温度条件による疾病	騒音による耳の疾病		重激業務による運動器疾患等	負傷によらない業務上の腰痛	手指等の障害及び頸肩腕症候群								
製 造 業	食料品製造業	2	(2)			1											3	3.3	4
	繊維工業・衣服繊維製品																		
	木材木製品・家具装備品	1	(1)														1	1.1	
	パルプ紙・印刷製本業																		1
	化 学 工 業	1	(1)								1					2	4	4.3	3
	窯業土石製品																		2
	鉄鋼・非鉄金属製品	1	(1)														1	1.1	1
	金属製品	4	(4)														4	4.3	2
	一般・電気・輸送用・機械器具	3	(3)			1										3	7	7.6	8
	電気・ガス・水道業・その他	1	(1)			1											2	2.2	1
	製 造 業 小 計	13	(13)			3					1					5	22	23.9	25
鉱 業															2		2	2.2	1
建 設 業		2	(2)			1								1		1	5	5.4	9
交通運輸業・貨物取扱業		6	(5)			1											7	7.6	7
農林・畜産業		2	(1)	1													3	3.3	4
商業・金融・広告業		14	(13)			5					1						20	21.7	11
通 信 業																			2
教育研究業																			
保健衛生業		13	(12)							2							15	16.3	18
接客娯楽業		6	(5)			1					2			1			10	10.9	6
清 掃 業		4	(2)														4	4.3	2
その他の事業		3	(2)								1						4	4.3	7
合 計		63	(55)	1		11				2	3	2		2	2	6	92	100.0	
構 成 比 %		68.5	(59.8)	1.1		12.0				2.2	3.3	2.2		2.2	2.2	6.5	100.0		
30 年 合 計		60	(45)			13			1	2	1		3	4	5	3			92

- (注) 1 労働者死傷病報告による休業4日以上職業性疾病を集計した。
2 疾病分類は、労働基準法施行規則第35条による。
3 じん肺は、現在も労働者である者のみを計上した。
4 「左記以外のその他の疾病」については、業務に起因することが明らかな脳心疾患による疾病、精神障害等を含む。

じん肺健康診断実施状況等の推移

栃木県内



監督署別じん肺管理区分の決定状況

令和元年

	宇都宮	足 利	栃 木	鹿 沼	大田原	日 光	真 岡	計
対象事業場数	209	64	302	92	90	42	112	911
報告書提出事業場数	151	52	82	41	88	32	71	517
健診実施事業場数	103	28	67	30	66	23	54	371
従事労働者数	2,568	1,797	1,029	786	1,584	318	3,553	11,635
定健受診労働者数	1,196	154	596	474	727	177	1,564	4,888
管理区分 Ⅰ								
管理区分 Ⅱ	4	3	2	1	3			13
管理区分 Ⅲ	1							1
管理区分 Ⅳ			1					1
計	5		3	1	3			15
管理区分 Ⅱ 以上 計	5		3	1				15
有所見率 %	0.4		0.5	0.2				0.3

注 1 じん肺健康管理実施状況報告及び局におけるじん肺管理区分決定件数である。

2 上段は第15条(随時申請)、16条(特別申請)によるもので外数である。

3 有所見率は随時申請を除く受診労働者に対する管理2以上の者の比率である。

じん肺管理区分決定状況の推移

1 その1 [12条提出分・16条申請分]

栃木県内

区 分	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年
管理1	1	1	4	3	5	2
管理2	34	22	46	29	21	21
管理3イ	1	2	3	3	4	9
管理3ロ	3	1	4	1	2	1
管理4				1		1
決定不能						
計	39	26	57	37	32	34

2 その2 [15条申請分]

区 分	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年
管理1	1		1	2	2	1
管理2	1 (1)	1	1 (1)	1	1 (1)	1
管理3イ	2		1 (1)	2	1	
管理3ロ	1			2	1	
管理4	5	1	2	2	4	1
決定不能						
計	10 (2)	2 (1)	5	9	9 (1)	3
合併症	肺結核					
	結核性胸膜炎					
	続発性気管支炎		1			
	続発性気管支拡張症					
	続発性気胸					
	原発性肺がん	1	1	1		
合併症合計	1	1	2			

() 内は、合併症 (内数) である。

3 その3 [16条申請分]

区 分	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年
管理1						
管理2	11	7	12	9	2	8
管理3イ						1
管理3ロ						
管理4						
決定不能						
計	11	7	12	9	2	9

4 その4 [合計 (1+2) : 特別加入を除く]

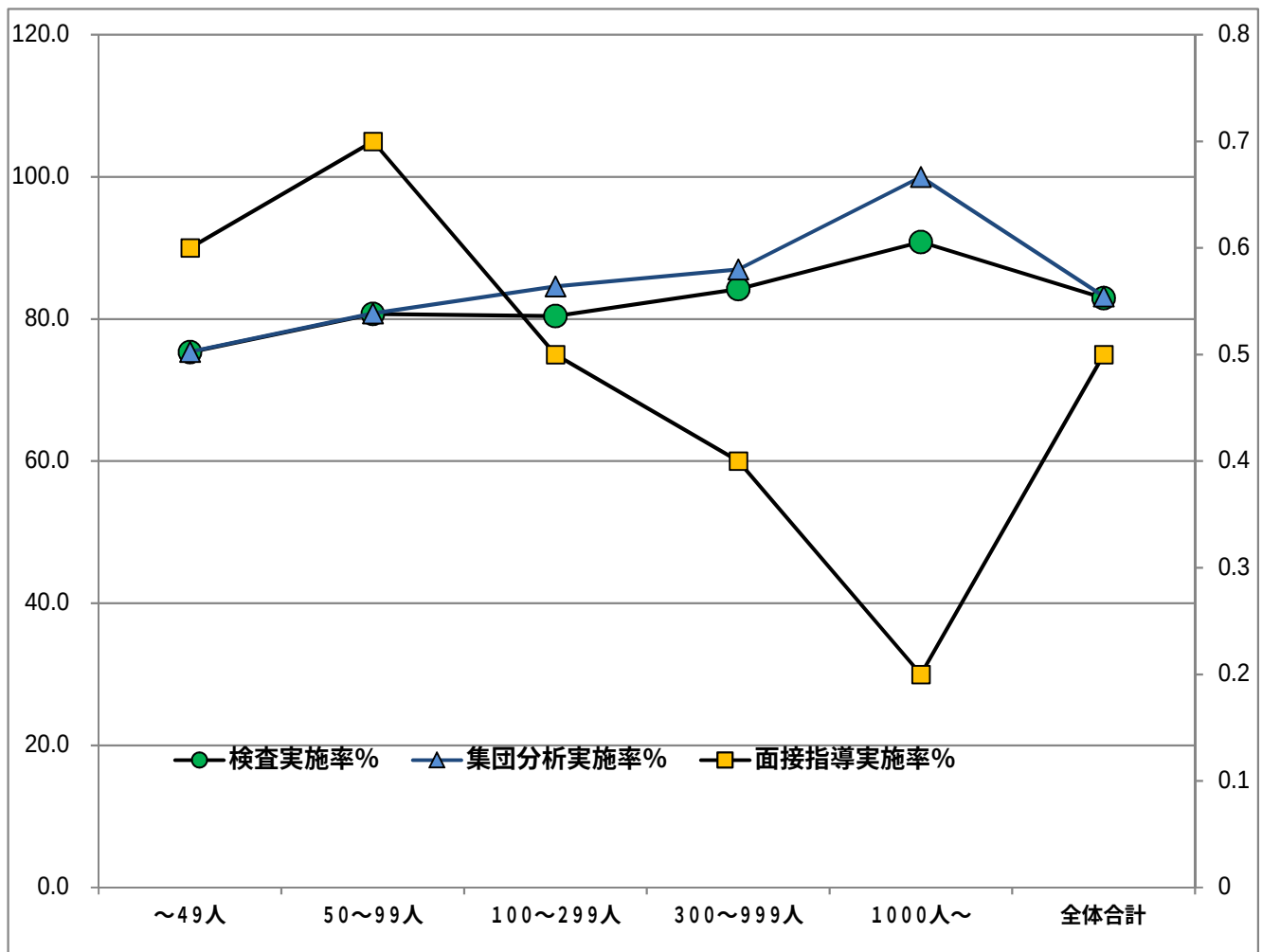
区 分	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年
管理1	2	1	5	5	7	3
管理2	35 (1)	23	47 (1)	30	22 (1)	22
管理3イ	3	2	4 (1)	5	5	9
管理3ロ	4	1	4	3	3	1
管理4	5	1	2	3	4	2
決定不能						
計	49 (2)	28 (1)	62	46	41 (1)	37
合併症	肺結核					
	結核性胸膜炎					
	続発性気管支炎		1			
	続発性気管支拡張症					
	続発性気胸					
	原発性肺がん	1	1		1	
合併症合計	1		2		1	

() 内は、合併症 (内数) である。

規模別心理的な負担の程度を把握するための検査実施状況

＊令和元年

栃木県内



規模	実施事業場数	在籍労働者数	受検労働者数	検査実施率%	面接指導実施率%	集団分析実施率%
～49人	195	9,294	7,002	75.3	0.6	75.4
50～99人	905	65,337	52,736	80.7	0.7	80.8
100～299人	583	89,060	71,611	80.4	0.5	84.6
300～999人	129	57,619	48,509	84.2	0.4	87
1000人～	18	45,980	41,763	90.8	0.2	100
全体合計	1,830	267,290	221,621	82.9	0.5	83.2

～ 健康診断結果報告等の提出

忘れていませんか？～

健康診断は実施したものの、その後、所轄労働基準監督署長への結果報告書等の提出がされていない事業場が数多く散見されます。

事業場によっては、毎年、監督署からの督促通知がきてから提出すればよいと誤解されているところもあります。

健康診断の結果報告については、労働安全衛生法第100条により義務付けられています。

この機会に、次の報告にもれがないか点検または準備をお願いします。

- 1 定期健康診断結果報告書 [報告義務は、労働者数規模50名以上の事業場に限る。]
- 2 有機溶剤等健康診断結果報告書
- 3 鉛健康診断結果報告書
- 4 特定化学物質健康診断結果報告書
- 5 石綿健康診断結果報告書
- 6 電離放射線健康診断結果報告書
- 7 じん肺健康管理実施状況報告
〔注〕粉じん作業を行っている事業場にあつては、じん肺健康診断の実施の有無にかかわらず、毎年12月末時点のじん肺に関する健康管理実施状況を翌年2月末までに報告する必要があります。]
- 8 指導勧奨による特殊健康診断結果報告
〔紫外線赤外線・騒音・VDT・振動等々の法定外健康診断〕
- 9 心理的な負担の程度を把握するための検査結果等報告書（ストレスチェック）
〔実施義務は、労働者数規模50名以上の事業場に限る。〕

※ 各報告様式は、厚生労働省ホームページよりダウンロードができます。

厚生労働省ホーム→分野別の情報→雇用・労働→労働基準→施策情報→安全衛生→安全衛生関係主要様式→各種健康診断結果報告書

注) 機械読み取り時に不具合が生じるため、印刷の際は、設定等に十分留意願います。

労働安全衛生法等の規定に基づく健康診断等一覧

	健康診断の種類	根 拠 条 文	対 象 業 務 等	実施時期	報告期日	提出部数
1	定期健康診断	安衛法第 66 条 安衛則第 4 4 条	常時使用する労働者 (常時 50 人以上の労働者を使用 する事業者のみ報告が必要)	1 年に 1 回 (深夜業等の特定業務は 6 月 以内に 1 回)	実施後 遅滞なく	正副 2 部
2	有機溶剤健康診断	安衛法第 66 条 有機則第 2 9 条	有機溶剤を取り扱う業務	6 月以内に 1 回	実施後 遅滞なく	正副 2 部
3	鉛健康診断	安衛法第 66 条 鉛則第 5 3 条	鉛 業 務	6 月以内に 1 回 (業務によっては 1 年 以内に 1 回)	実施後 遅滞なく	正副 2 部
4	特化物健康診断	安衛法第 66 条 特化則第 3 9 条	特定化学物質を取り扱う業務	6 月以内に 1 回	実施後 遅滞なく	正副 2 部
5	電離放射線健康診断	安衛法第 66 条 電離則第 5 6 条	放射線業務に従事し 管理区域に立ち入る労働者	6 月 (一部項目については 3 月) 以内に 1 回	実施後 遅滞なく	正副 2 部
6	四アルキル鉛健康診断	安衛法第 66 条 四アルキル鉛 則第 2 2 条	四アルキル鉛業務	3 月以内に 1 回	実施後 遅滞なく	正副 2 部
7	高気圧作業健康診断	安衛法第 66 条 高圧則第 3 8 条	高 圧 室 内 業 務 潜 水 業 務	6 月以内に 1 回	実施後 遅滞なく	正副 2 部
8	石綿健康診断	安衛法第 66 条 石綿則第 4 0 条	石綿を製造、若しくは 取り扱う業務	6 月以内に 1 回	実施後 遅滞なく	正副 2 部
9	特殊健康診断	行 政 指 導	紫外線・赤外線業務、騒音業務 、VDT 作業等の 30 種の業務	6 月以内に 1 回等 指針による	実施後 遅滞なく	正副 2 部
10	じん肺健康診断	じん肺法 第 7 条～第 9 条の 2	粉 じ ん 作 業 (過去粉じん作業に常時従事させ、現 在粉じん作業以外の業務を行う管理 2・3 の者を含む)	管理区分により 1 ～ 3 年以内に 1 回	1 年分を取りまとめ、 翌年 2 月末までに ※	正副 2 部

11	心理的な負担の程度を把握するための検査（ストレスチェック）	安衛法第66条の10	常時使用する労働者（常時50人以上の労働者を使用する事業場に限る）	1年に1回	実施後遅滞なく	正副2部
----	-------------------------------	------------	-----------------------------------	-------	---------	------

※10の「じん肺健康診断」については、健康診断実施結果のみを報告するものではなく、毎年12月末日現在の「粉じん作業従事者等」に係る管理区分等の状況についても報告するものとなっていますので、健康診断対象者がいない対象年であっても、毎年状況を「じん肺健康管理実施状況報告（様式第8号）」により報告が必要となります。

1. 一般健康診断における「常時使用する労働者」とは？

パート労働者等の短時間労働者が「常時使用する労働者」に該当するか否かについては、平成5年12月1日付け基発第663号通達で示されています。

その中で、一般健康診断を実施すべき「常時使用する短時間労働者」とは、次の①と②のいずれの要件をも満たす場合としています。

- ① 期間の定めのない契約により使用される者であること。なお、期間の定めのある契約により使用される者であっても、更新により1年以上使用されることが予定されている者、及び更新により1年以上使用されている者（なお、特定業務従事者健診（安衛則第45条の健康診断）の対象となる場合は、6ヵ月以上使用されることが予定され、又は更新により6ヵ月以上使用されている者）は対象となります。
- ② その者の1週間の労働時間数が当該事業場において同種の業務に従事する通常の労働者の1週間の所定労働時間数の4分の3以上であること。

上記の①と②のどちらも満たす場合、常時使用する労働者となりますが、上記の②に該当しない場合であっても、上記の①に該当し、1週間の労働時間数が当該事業場において同種の業務に従事する通常の労働者の1週間の所定労働時間数の概ね2分の1以上である者に対しても一般健康診断を実施するのが望ましいとされています。

2. 定期健康診断結果報告書の記入上の注意点

定期健康診断結果報告書の裏面の他、次の事項についても注意して下さい。

- ① 労働保険番号を健康診断結果報告書の「労働保険番号」欄に正確に記入して下さい。
なお、本店等において一括して労働保険を成立されている事業場は、「被一括事業場番号」欄にその整理番号を記入して下さい。
- ② 「所見のあった者の人数」欄
「健康診断項目」の「聴力検査」から「心電図検査」までのいずれかに有所見であった者の人数を記入して下さい。（各項目健診項目の有所見者数を単純に合計した数ではありません）。したがって、1人の者が複数の健診項目に所見があっても、その者の人数は1人と数えて下さい。
なお、具体的な有所見者数の判断が不明な場合は健康診断を受診した医療機関に確認して下さい。
- ③ 「医師の指示人数」欄
要治療、要精密検査、生活指導等医師の指示があった者の人数を記入して下さい。なお、該当者について不明な場合は、上記②と同様に各医療機関に確認して下さい。

労働安全衛生法に基づく 健康診断実施後の措置について



健診年月日	○年 ○月○○日
医師の診断	要観察
健康診断を実施した 医師の氏名®	○○ ○○
医師の意見	就業制限 時間外労働の制限
意見を述べた医師の 氏名®	○○ ○○

● 健康診断実施後の措置

働く方が職業生活の全期間を通して健康で働くことができるようにするためには、事業者が働く方の健康状態を的確に把握し、その結果に基づき、医学的知見を踏まえて、働く方の健康管理を適切に講ずることが不可欠です。

そのため、事業者は、健康診断の結果、異常の所見があると診断された労働者について、当該労働者の健康を保持するために必要な措置について医師等の意見を聴取し、必要があると認めるときは当該労働者の実情を考慮して、

- ① 就業場所の変更
 - ② 作業の転換
 - ③ 労働時間の短縮
 - ④ 深夜業の回数の減少等の措置を講ずる
- 等、適切な措置を講じなければなりません。



厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

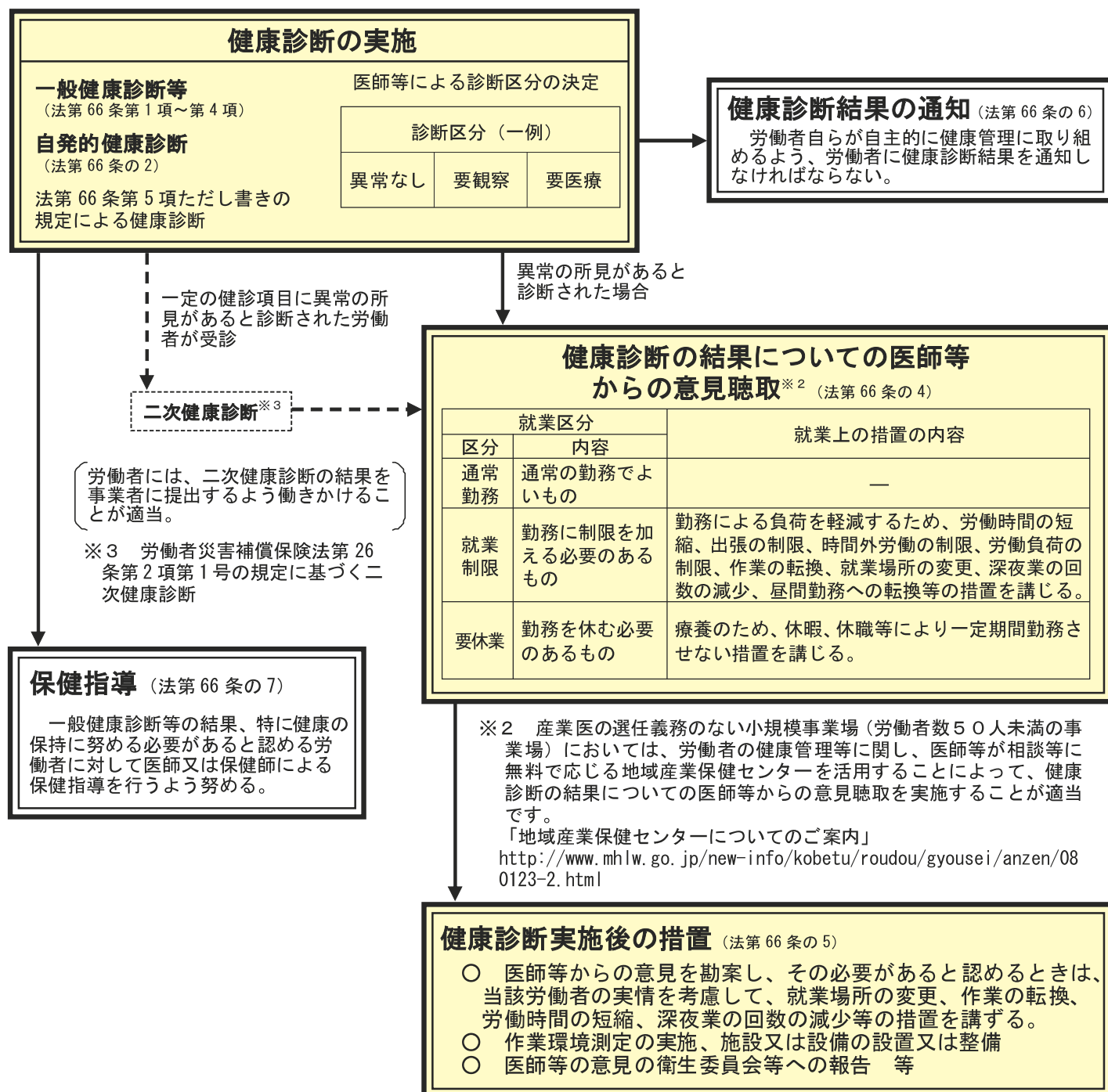
健康診断の種類

(法：労働安全衛生法)

一般健康診断（定期健康診断、特定業務従事者の健康診断※ ¹ 等）	法第 66 条第 1 項
特殊健康診断（有機溶剤健康診断等）	法第 66 条第 2 項
歯科医師による健康診断	法第 66 条第 3 項
自発的健康診断	法第 66 条の 2
その他の健康診断	法第 66 条第 4 項、第 5 項ただし書き

※ 1 労働安全衛生規則第 13 条第 1 項第 2 号に掲げる業務に従事する労働者に対する健康診断

健康診断の実施とその後の手順等



～労働者 50 人未満の小規模事業場の方へ～

産業保健総合支援センターの地域窓口を利用していますか？

労働者数 50 人未満の小規模事業場の事業者が独自に医師を確保し、労働者に対する保健指導、健康相談などの産業保健サービスを十分に提供することは容易ではありません。

こういった小規模事業場の事業者とそこで働く人々が、充実した産業保健サービスを受けられるよう、労働基準監督署管轄区域ごとに産業保健総合支援センターの地域窓口を設けており、小規模事業場の事業者やそこで働く人々を対象として、以下の産業保健サービスを原則として無料で提供しています。

ご利用については、独立行政法人労働者健康安全機構、または産業保健総合支援センターまでお問い合わせください。

相談対応

- ・メンタルヘルスを含む労働者の健康管理についての相談
- ・健康診断結果についての医師からの意見聴取
- ・長時間労働者に対する面接指導

個別訪問指導（医師などによる職場巡視など）

産業保健に関する情報提供

～派遣労働者の健康管理について～

派遣労働者の健康診断については、派遣元・派遣先それぞれの役割に応じた義務を課しています。特に以下の事項に留意しましょう。

- 派遣元事業者による一般健康診断の実施、派遣先事業場による特殊健康診断の実施の徹底
- 派遣元事業者による一般健康診断及び特殊健康診断結果の記録の保存、派遣先事業場による特殊健康診断結果の記録の保存の徹底
- 一般健康診断の事後措置に関する派遣元事業場及び派遣先事業場の十分な連携
- 派遣元事業者を通じた、労働者に対する健康診断結果の通知の保存の周知

<お願い>

医療保険者から求めがあった場合に、健康診断結果の提供をしなければなりません。（この場合の提供については、個人情報保護法上の問題はありません（注））

医療保険者は、加入者が、労働安全衛生法の健康診断を受けた場合または受けることができる場合は、特定健康診査の全部または一部を行ったものとして行うことができることとなり、医療保険者は、加入者を使用している事業者又は使用していた事業者に対し、事業者が保存している加入者に係る労働安全衛生法による労働者の健康診断に関する記録の写しを提供するよう求めることができます。また、これにより健康診断に関する記録の写しの提供を求められた事業者は、その記録の写しを提供しなければならないとされています。（高齢者医療確保法第 21 条第 1 項、第 27 条第 2 項及び第 3 項）

（注）特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準第 2 条に定める項目に係る記録の写しについては、医療保険者からの提供の求めがあった場合に当該記録の写しを提供することは、法令に基づくものであるため、個人情報の保護に関する法律第 23 条第 1 項第 1 号により第三者である医療保険者への提供は制限されていません。

健康診断と事後措置等に関するご質問は、最寄りの都道府県労働局や労働基準監督署までお問い合わせください。

化学物質の取扱に対する労働衛生対策

1 有機溶剤取扱事業場

- (1) 局所排気装置等の設置 〔有機則第5条, 第6条, 第14条〕
- (2) 作業主任者の選任及び職務の遂行 〔同第19条, 第19条の2〕
- (3) 局所排気装置等の定期自主検査の実施 〔同第20条, 第20条の2〕
- (4) 有機溶剤の人体に及ぼす作用等の揭示 〔同第24条〕
- (5) 有機溶剤の区分の表示 〔同第25条〕
- (6) 作業環境測定の実施, 評価及び評価結果に基づく措置
〔同第28条, 第28条の2, 第28条の3〕
- (7) 健康診断の実施, 結果の5年保存, 労働基準監督署長への報告及び
意見聴取 〔同第29条第2・3項, 第30条, 第30条の2, 第30条の3〕

2 特定化学物質取扱事業場

- (1) 第1類物質及び第2類物質に係る設備の設置
〔特化則第3条, 第4条, 第5条, 第7条〕
- (2) 除じん装置等用後処理装置の設置
〔同第9条第1・2項, 第10条第1項, 第11条第1・2項, 第12条〕
- (3) 作業規程の作成 〔同第20条〕
- (4) 作業主任者の選任及び職務の遂行 〔同第27条, 第28条〕
- (5) 局所排気装置等の定期自主検査の実施 〔同第30条, 第31条〕
- (6) 作業環境測定の実施, 評価及び評価結果に基づく措置
〔同第36条, 第36条の2, 第36条の3〕
- (7) 休憩室の設置 〔同第37条第1項〕
- (8) 洗浄設備の設置 〔同第38条〕
- (9) 特別管理物質の名称等揭示 〔同第38条の3〕
- (10) 作業記録及び30年保存 〔同第38条の4〕
- (11) 健康診断の実施, 結果の30年保存, 労働基準監督署長への報告及び
意見聴取 〔同第39条, 第40条, 第40条の2, 第41条〕

3 がん原性指針取扱事業場

- (1) 使用条件の変更や作業工程の改善 〔指針記の3(1~3)ア(ア)〕
- (2) 作業方法の改善や保護具 〔指針記の3(1~3)ア(イ)〕
- (3) 装置等の操作等の基準の定め 〔指針記の3(1~3)エ〕

- (4) 作業環境測定及び結果の 30 年保存 〔指針記の 4〕
- (5) 労働衛生教育 〔指針記の 5〕
- (6) 作業記録及び 30 年保存 〔指針記の 6〕
- (7) 表示及び SDS の交付，労働者への周知 〔指針記の 7〕
- (8) SDS の事業場内備え付け等 〔法第 101 条第 2 項〕

【がん原性指針対象物質】（平成24年10月10日告示第546号、平成28年、令和 2 年一部改正）

- | | |
|--|--|
| ☐ 2-アミノ-4-クロロフェノール | ☐ アントラセン |
| ☐ エチルベンゼン | ☐ 2・3-エポキシ-1-プロパノール |
| ☐ 塩化アリル | ☐ オルト-フェニレンジアミン及びその塩 |
| ☐ キノリン及びその塩 | ☐ 1-クロロ-2-ニトロベンゼン |
| ☐ クロロホルム | ☐ 酢酸ビニル |
| ☐ 1・4-ジオキサン | ☐ 四塩化炭素 |
| ☐ 1・4-ジクロロ-2-ニトロベンゼン | ☐ 1・2-ジクロロエタン（別名 二塩化エチレン） |
| ☐ 2・4-ジクロロ-1-ニトロベンゼン | |
| ☐ 1・2-ジクロロプロパン | ☐ ジクロロメタン |
| ☐ N・N-ジメチルアセトアミド | |
| ☐ ジメチル-2・2-ジクロロビニルホスフェイト（別名 DDVP） | |
| ☐ N・N-ジメチルホルムアミド | ☐ スチレン |
| ☐ 4-ターシャリーブチルカテコール | |
| ☐ 多層カーボンナノチューブ（MWNT-7，NT-7K） | |
| ☐ 1・1・2・2-テトラクロロエタン（別名 四塩化アセチレン） | |
| ☐ テトラクロロエチレン（別名 パークロルエチレン） | |
| ☐ 1・1・1-トリクロロエタン | ☐ トリクロロエチレン |
| ☐ ノルマル-ブチル-2・3-エポキシプロピルエーテル | |
| ☐ パラ-ジクロロベンゼン | ☐ パラ-ニトロアニソール |
| ☐ パラ-ニトロクロロベンゼン | |
| ☐ ヒドラジン及びその塩並びにヒドラジン-水和物 | |
| ☐ ビフェニル | ☐ 2-ブテナール |
| ☐ 1-ブロモブタン | ☐ 1-ブロモ-3-クロロプロパン |
| ☐ メチルイソブチルケトン | ☐ メタクリル酸 2・3-エポキシプロピル |
| ☐ アクリル酸メチル | ☐ アクロレイン |

4 SDS対象物質取扱事業場

【SDS対象物質】（安衛令別表第9）

「職場のあんぜんサイト」で検索できます。 <http://anzeninfo.mhlw.go.jp/index.html>

- (1) SDS の入手，SDS の事業場内備え付け，労働者への周知
- (2) SDS 物質の導入時等のリスクアセスメントの実施，リスク除去・低減措置の実施 ※ 労働安全衛生法の改正により，平成 28 年 6 月 1 日より義務化
- (3) SDS 物質の導入時の労働者教育の実施
- (4) 衛生委員会での調査審議
- (5) 有害要因の除去 〔安衛則第 576 条〕，ガス等の発散の抑制等 〔安衛則第 577 条〕，立ち入り禁止等 〔安衛則第 585 条〕，呼吸用保護具等 〔安衛則第 593～594 条，596 条〕，リスクアセスメントの実施内容 〔安衛法第 28 条の 2〕，容器等の事業場内表示 〔平 24 告示 133 号〕
- (6) 特定化学設備，化学設備 〔安衛則第 268 条～第 278 条〕

その他の有害業務対策

【 石綿障害予防対策 】

(1) 事前調査

〔解体等を行う建築物等について予め石綿使用の有無を調査・記録・掲示による周知〕

(2) 作業計画の策定

〔作業方法・順序，石綿粉じんの発散防止・抑制方法，労働者への石綿粉じんばく露防止方法〕

(3) 特別教育の実施

(4) 作業主任者の選任及び職務の遂行

〔石綿作業主任者 又は 特定化学物質等作業主任者技能講習修了した者のうちから選任〕

(5) 隔離・立入禁止措置・表示等

a 建築物等の解体等の作業における吹付け石綿の除去・封じ込めの作業や石綿の切断等を伴う囲い込みの作業，または保温材・耐火被覆材・断熱材の石綿切断等を伴う除去，囲い込み，封じ込めの作業を行う場合の措置

- ① 作業場所を隔離し，当該場所の排気に，ろ過集じん方式の集じん排気装置の設置とその稼動。
- ② 作業場所の出入り口に前室の設置し，洗身室及び更衣室の併設。
- ③ 作業場所及び前室の負圧化。
- ④ 集じん排気装置の排気口からの粉じん漏えいの有無の点検。
- ⑤ 前室の負圧状態の点検。
- ⑥ 異常時の作業中止と集じん排気装置の補修等の実施。

b 建築物等の解体等の作業における石綿の切断等を伴わない囲い込みの作業，保温材・耐火被覆材・断熱材の除去作業を行う場合の措置として，作業従事労働者以外の者の立入禁止とその旨の表示。

c そのほかの，石綿を使用した建築物の解体等を行う作業場においても，作業従事労働者以外の者の立入禁止とその旨の表示。

(6) 労働者の就業する建築物の天井等に吹き付けられた石綿，建築物に石綿を含有する保温材・耐火被覆材・断熱材が使用されている場合の措置

- ① 損傷や劣化等により石綿粉じんが発散するおそれがある場合は，除去，封じ込め，囲い込みの措置が必要。
- ② 除去，封じ込め，囲い込みの作業では，隔離措置等が必要。

(7) 保護具等の使用 〔呼吸用保護具，作業衣又は保護衣〕

(8) 湿潤化の実施 〔石綿粉じんの発散防止〕

(9) 建築物の解体工事等の発注時における措置 〔情報の提供・工期，経費等の条件〕

【 酸素欠乏症等防止対策 】

- (1) 酸素・硫化水素濃度の測定の実施 〔その日の作業開始前，作業再開時〕
- (2) 測定器具の備付け
- (3) 換気の履行確保 〔空気中の酸素濃度を18%以上，硫化水素の濃度を10ppm以下に保つ〕
- (4) 作業主任者の選任及び職務の遂行
- (5) 特別教育の実施
- (6) 監視人の設置
- (7) 避難用具の備付け

【 騒音障害防止対策 】

- (1) 作業環境管理及び作業管理 〔騒音測定，管理区分の表示〕
- (2) 健康管理 〔保護具の着用〕
- (3) 労働衛生教育

【 振動障害防止対策 】

- (1) 振動工具の選定の適正化および点検整備の励行
- (2) 振動工具の操作時間の管理および操作方法の適正化
- (3) 健康管理 〔保護具の着用〕
- (4) その他 〔高齢者への配慮・日常生活上での健康管理〕

第9次粉じん障害防止総合対策

《 厚生労働省 / 栃木労働局 》

計画の期間

平成30年度から令和4年度までの5ヵ年

総合対策の重点事項

- (1) 屋外における岩石・鉱物の研磨作業又はバリ取り作業、及び屋外における鉱物等の破碎作業にかかる粉じん障害防止対策
- (2) ずい道〔トンネル〕建設工事における粉じん障害防止対策
- (3) 呼吸用保護具の使用の徹底及び適正な使用の推進
- (4) じん肺健康診断の着実な実施
- (5) 離職後の健康管理
- (6) アーク溶接作業や岩石等の裁断等作業に係る粉じん障害防止対策
- (7) 金属等の研磨作業に係る粉じん障害防止対策
- (8) その他、地域特性に応じた粉じん障害防止対策

事業場が重点的に取り組むべき事項

【 I 屋外における岩石・鉱物の研磨作業又はバリ取り作業、及び屋外における鉱物等の破碎作業にかかる粉じん障害防止対策 】

これら作業が呼吸用保護具の使用義務の対象作業になったことから、

- ①呼吸用保護具使用の徹底
- ②呼吸用保護具を着用する必要がある旨、作業場の見やすい場所に掲示する。

【 II ずい道等建設工事における粉じん障害防止対策 】

- (1) ずい道等建設工事における粉じん対策に関するガイドラインに基づく対策の徹底
- (2) 健康管理対策の推進 [アーク溶接作業と同様]
- (3) 元方事業者の講ずべき措置の実施の徹底等

【 III 呼吸用保護具の使用の徹底及び適正な使用の推進 】

- (1) 保護具着用管理責任者の選任
- (2) 呼吸用保護具の適正な選択、使用及び保守管理（フィルター交換等）の推進
- (3) 電動ファン付き呼吸用保護具の活用

【 IV じん肺健康診断の着実な実施 】

- (1) じん肺健康診断の確実な実施と実施後の報告
- (2) じん肺健康診断結果に応じ、粉じん作業以外の作業への作業転換
- (3) 「健康管理教育ガイドライン」に基づく健康管理教育の推進

(4) 積極的な禁煙の働きかけ

【 V 離職後の健康管理 】

- (1) 事業者は、じん肺管理区分が管理2又は管理3の離職予定者に対して、
 - ① 「離職するじん肺有所見者のためのガイドブック」の配布
 - ② 健康管理手帳制度の周知と交付申請の方法の説明
 - ③ じん肺合併症予防の観点から、積極的な禁煙の働きかけの実施
- (2) 粉じん作業に従事させたことのある労働者が、離職〔退社〕により事業者の管理から離れる際には、雇用期間内に受けた最終のじん肺健康診断結果証明書の写し等、離職後の健康管理に必要な書類をとりまとめ、求めに応じて労働者に提供を行う。

【 VI 地域の実情に即した事項 】

- (1) アーク溶接作業と岩石等の裁断等作業に係る粉じん障害防止対策
 - ① 改正じん肺則・じん肺法施行規則（H24.4.1 施行）の内容に基づく措置の徹底
 - ② 局所排気装置、プッシュプル型換気装置等の普及を通じた作業環境の改善
 - ③ 呼吸用保護具の着用の徹底及び適正な着用の推進
 - ④ 健康管理対策の推進
 - ⑤ じん肺に関する予防及び健康管理のための教育の徹底
- (2) 金属等の研磨作業に係る粉じん障害防止対策
 - ① 特定粉じん発生源に対する措置の徹底等
 - ② 特定粉じん発生源以外の粉じん作業に係る局所排気装置等の普及による作業環境の改善
 - ③ 局所排気装置等の適正な稼働並びに検査及び点検の実施
 - ④ 作業環境測定の実施及びその結果の評価に基づく措置の徹底
 - ⑤ 特別教育の徹底
 - ⑥ 呼吸用保護具の着用の徹底及び適正な着用の推進
 - ⑦ たい積粉じん対策の推進
 - ⑧ 健康管理対策の推進

～ じん肺とは？ ～

鉱物・金属・研ま材・アーク溶接のヒューム等の粉じんのうち、比較的粒径の大きなものは鼻や気管支などに付着し、「たん」となって体外へ排出されますが、微細な粉じん（粒径5ミクロン以下）は、肺の奥深くの肺胞まで入り込み、そこに付着します。

これらの粉じんを吸い続けると肺内では繊維増殖が起こり、肺が「にかわ」のように固くなって呼吸が困難になります。これが、じん肺です。

じん肺になると、肺結核、結核性腹膜炎、続発性気管支炎、続発性気管支拡張症、続発性気胸などの病気にかかりやすく、また、かかった場合は治りにくくなると言われています。

毎月、特定の日を『粉じん対策の日』として設定し、粉じん職場・粉じん作業の管理点検の強化に取り組みましょう
また、毎年9月は『粉じん障害防止総合対策推進強化月間』です

金属アーク溶接等作業について 健康障害防止措置が義務付けられます

厚生労働省では、「溶接ヒューム」について、労働者に神経障害等の健康障害を及ぼすおそれがあることが明らかになったことから、労働安全衛生法施行令、特定化学物質障害予防規則（特化則）等を改正し、新たな告示を制定しました。

改正政省令・告示は、**令和3年4月1日から施行・適用**します。

※一部経過措置があります（令和4年4月1日施行）

- このリーフレットは、**金属アーク溶接等作業を継続して屋内作業場で行う事業者向け**のものです。
- **屋外作業場や、毎回異なる屋内作業場で金属アーク溶接等作業を行う方は、リーフレット「屋外作業場等において金属アーク溶接等作業を行う皆さまへ」をご覧ください。**
 - ※「**屋内作業場**」とは、以下のいずれかに該当する作業場をいいます。
 - ・作業場の建屋の側面の半分以上にわたって壁、羽目板その他のしゃへい物が設けられている場所
 - ・ガス、蒸気または粉じんがその内部に滞留するおそれがある場所
 - ※「**継続して行う屋内作業場**」には、建築中の建物内部等で金属アーク溶接等作業を同じ場所で繰り返し行わないものは含まれません。

1. 新たに規制の対象となった物質

溶接ヒューム（金属アーク溶接等作業(※)において加熱により発生する粒子状物質）について、新たに特化則の特定化学物質（管理第2類物質）として位置付けました。

※金属アーク溶接等作業

- ・金属をアーク溶接する作業、
- ・アークを用いて金属を溶断し、またはガウジングする作業
- ・その他の溶接ヒュームを製造し、または取り扱う作業
（燃焼ガス、レーザービーム等を熱源とする溶接、溶断、ガウジングは含まれません）



溶接ヒューム

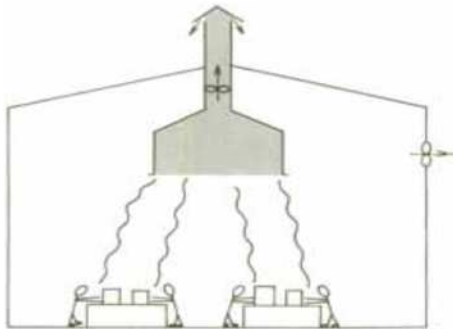
主な有害性（発がん性、その他の有害性）	性状
発がん性：国際がん研究機関（IARC）グループ1 ヒトに対する発がん性	溶接により生じた蒸気が空气中で凝固した固体の粒子 （粒径0.1～1μm程度）
その他：溶接ヒュームに含まれる酸化マンガン（MnO）について 神経機能障害 三酸化二マンガ（Mn ₂ O ₃ ）について 神経機能障害、呼吸器系障害	

2. 特定化学物質としての規制

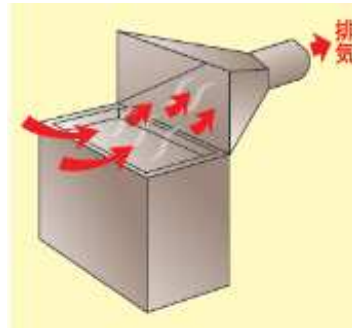
(1) 全体換気装置による換気等 (特化則第38条の21第1項)

- 金属アーク溶接等作業に関する溶接ヒュームを減少させるため、**全体換気装置**による換気の実施またはこれと同等以上の措置を講じる必要があります。
※「同等以上の措置」には、プッシュプル型換気装置、局所排気装置が含まれます。
- 「**全体換気装置**」とは、動力により全体換気を行う装置をいいます。なお、全体換気装置は、特定化学物質作業主任者（→6ページ）が、1月を超えない期間ごとに、その損傷、異常の有無などについて点検する必要があります。

【全体換気装置の例】



【局所排気装置の例】



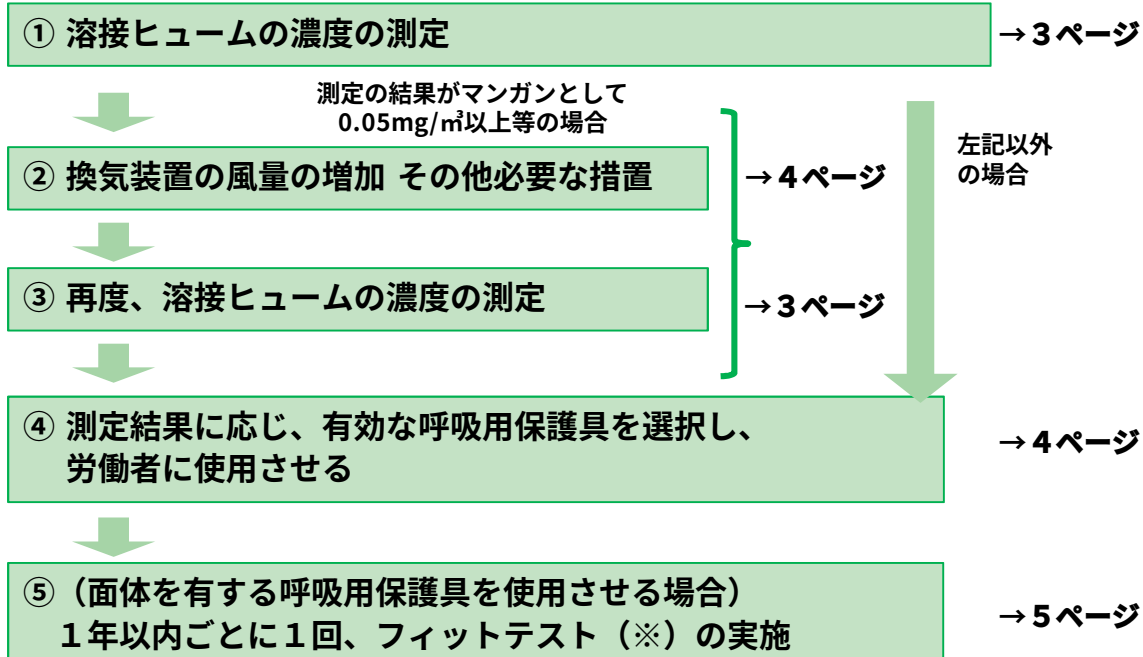
(2) 溶接ヒュームの測定、その結果に基づく呼吸用保護具の使用及びフィットテストの実施等 (特化則第38条の21第2項～第8項)

- 「**金属アーク溶接等作業を継続して行う屋内作業場**」の場合
当該作業の方法を新たに採用し、または変更しようとするときは、以下の措置を講じることが必要です（令和4年3月31日まで経過措置あり→8ページ）。

※「**変更しようとするとき**」には、以下の場合が含まれます。

- ・溶接方法が変更された場合
- ・溶接材料、母材や溶接作業場所の変更が溶接ヒュームの濃度に大きな影響を与える場合

必要な措置の流れ



※当該呼吸用保護具が適切に装着されていることの確認をいいます。

①③溶接ヒュームの濃度の測定等（測定等告示※第1条）

個人ばく露測定により、空気中の溶接ヒュームの濃度を測定します。



（注）個人ばく露測定は、**第1種作業環境測定士、作業環境測定機関**などの、当該測定について十分な知識・経験を有する者により実施されるべきものです。

個人ばく露測定の詳細

- ① 試料空気の採取は、金属アーク溶接等作業に従事する労働者の**身体に装着する試料採取機器**を用いる方法により行います。
※試料採取機器の採取口は、労働者の呼吸する空気中の溶接ヒュームの濃度を測定するために**最も適切な部位（呼吸域）**に装着する必要があります。その際、採取口が溶接用の面体の内側となるように留意します。
- ② 試料空気の採取の対象者、時間は以下のとおりです。
 - ・試料採取機器の装着は、労働者に**ばく露される溶接ヒュームの量がほぼ均一であると見込まれる作業（以下「均等ばく露作業」）**ごとに、それぞれ、**適切な数（2人以上に限る）**の労働者に対して行います。
※均等ばく露作業に従事する一の労働者に対して、必要最小限の間隔をおいた2以上の作業日において試料採取機器を装着する方法により採取が行われたときは、この限りではありません。
 - ・試料空気の採取の時間は、当該採取を行う作業日ごとに、労働者が**金属アーク溶接等作業に従事する全時間**です。なお、採取の時間を短縮することはできません。
- ③ 試料採取方法は、作業環境測定基準第2条第2項の要件に該当する**分粒装置**を用いる**ろ過捕集方法**またはこれと同等以上の性能を有する試料採取方法により行います。
- ④ 分析方法は、吸光光度分析方法、原子吸光分析方法、左記と同等以上の性能を有する分析方法により行います。

※ 金属アーク溶接等作業を継続して行う屋内作業場に係る溶接ヒュームの濃度の測定の方法等（令和2年厚生労働省告示第286号）

②換気装置の風量の増加その他の措置（特化則第38条の21第3項）

- ① 溶接ヒュームの濃度測定の結果に応じ、換気装置の風量の増加その他必要な措置を講じます（次に該当する場合は除きます。）。
 - ・溶接ヒュームの濃度がマンガンとして0.05mg/m³を下回る場合
 - ・同一事業場の類似の溶接作業場において、濃度測定の結果に応じて十分に措置内容を検討し、当該対象作業場においてその措置をあらかじめ実施している場合
- ※「その他必要な措置」には、次の措置が含まれます。

 - ・溶接方法や母材、溶接材料等の変更による溶接ヒューム量の低減
 - ・集じん装置による集じん
 - ・移動式送風機による送風の実施
- ② ①の措置を講じたときは、その効果を確認するため、再度、個人ばく露測定により空気中の溶接ヒュームの濃度を測定します。
 - ③ 個人ばく露測定による溶接ヒュームの濃度の測定等を行ったときは、その都度、必要な事項を記録します（3年保存）。

④呼吸用保護具の選択の方法（測定等告示第2条）

- ① 溶接ヒュームの濃度の測定の結果得られたマンガン濃度の最大の値（C）を使用し、以下の計算式により「要求防護係数」を算定します。

$$\text{要求防護係数 } PF_r = \frac{C}{0.05}$$

- ② 「要求防護係数」を上回る「指定防護係数」を有する呼吸用保護具を、以下の一覧表から選択します。

指定防護係数※一覧（抜粋）

呼吸用保護具の種類				指定防護係数
防じんマスク	取替え式	全面形面体	RS3又はRL3	50
			RS2又はRL2	14
			RS1又はRL1	4
		半面形面体	RS3又はRL3	10
			RS2又はRL2	10
			RS1又はRL1	4
	使い捨て式	DS3又はDL3		10
		DS2又はDL2		10
		DS1又はDL1		4
電動ファン付き呼吸用保護具	全面形面体	S級	PS3又はPL3	1,000
		A級	PS2又はPL2	90
		A級又はB級	PS1又はPL1	19
	半面形面体	S級	PS3又はPL3	50
		A級	PS2又はPL2	33
		A級又はB級	PS1又はPL1	14
	フード形又はフェイスシールド形	S級	PS3又はPL3	25
		A級		20
		S級又はA級	PS2又はPL2	20
		S級、A級又はB級	PS1又はPL1	11

（注）RS1、RS2などは、防じんマスクの規格の規定による区分、S級、A級およびB級、PS1、PS2などは、電動ファン付き呼吸用保護具の規格の規定による区分です。

※ 電動ファン付き呼吸用保護具とエアラインマスクのうち、実際の作業時の測定等により得られた防護係数がこの表に掲げる指定防護係数を上回ることを製造者が証明する特定の型式については、別に定める指定防護係数を使用することができます。

⑤ フィットテストの方法 (測定等告示第3条)

● フィットテストの方法

- ① JIS T8150 (呼吸用保護具の選択、使用および保守管理方法) に定める方法またはこれと同等の方法により、呼吸用保護具の外側、内側それぞれの溶接ヒュームの濃度を測定し、以下の計算式により「フィットファクタ」を求めます。

$$(\text{フィットファクタ}) = \frac{\text{呼吸用保護具の外側の測定対象物質※の濃度}}{\text{呼吸用保護具の内側の測定対象物質の濃度}}$$

- ② 「フィットファクタ」が、以下の「**要求**フィットファクタ」を上回っているかどうかを確認します。

呼吸用保護具の種類	要求フィットファクタ
全面形面体を有するもの	500
半面形面体を有するもの	100

● フィットテストの記録の方法

確認を受けた者の氏名、確認の日時、装着の良否、上記の確認を外部に委託して行った場合の受託者の名称を記録します。

(記録の例)

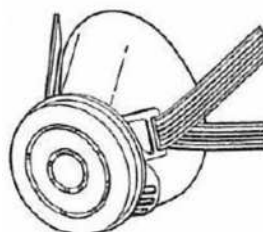
確認を受けた者	確認の日時	装着の良否	備考
甲山一郎	12/8 10:00	良	●●社に委託して実施 (以下同じ。)
乙田次郎	12/8 10:30	否 (1回目) 良 (2回目)	最初のテストで不合格となったが、マスクの装着方法を改善し、2回目で合格となった。

※ 大気粉じん等、JIS T8150で定めるものです。

(参考) 呼吸用保護具の種類

防じんマスク

【取り替え式・全面形面体】 【取り替え式・半面形面体】 【使い捨て式】



電動ファン付き呼吸用保護具

【全面形面体】



【半面形面体】



(3) 特定化学物質作業主任者の選任 (特化則第27条、第28条)

「特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者技能講習」を修了した者のうちから作業主任者を選任し、次の職務を行わせることが必要です。

(令和4年3月31日まで経過措置あり→8ページ)

- ① 作業に従事する労働者が対象物に汚染され、吸入しないように、作業の方法を決定し、労働者を指揮すること
- ② 全体換気装置その他労働者が健康障害を受けることを予防するための装置を1か月を超えない期間ごとに点検すること
- ③ 保護具の使用状況を監視すること

(4) 特殊健康診断の実施等 (特化則第39条～第42条)

金属アーク溶接等作業に常時従事する労働者に対して、健康診断を行うことが必要です。

- 金属アーク溶接等作業に常時従事する労働者に対し、雇入れまたは当該業務への配置換えの際およびその後6月以内ごとに1回、定期的に、規定の事項について健康診断を実施する(1次健診)。
- 上記健康診断の結果、他覚症状が認められる者等で、医師が必要と認めるものに対し、規定の事項について健康診断を実施する(2次健診)。
- 健康診断の結果を労働者に通知する。
- 健康診断の結果(個人票)は、5年間の保存が必要。
- 特定化学物質健康診断結果報告書(特化則様式第3号)を労働基準監督署長に提出する。
- 健康診断の結果異常と診断された場合は、医師の意見を勘案し、必要に応じて労働者の健康を保持するために必要な措置を講じる。

■溶接ヒュームの健診項目

1次健診	①業務の経歴の調査 ②作業条件の簡易な調査 ③溶接ヒュームによるせき等パーキンソン症候群様症状の既往歴の有無の検査 ④せき等のパーキンソン症候群様症状の有無の検査 ⑤握力の測定
2次健診	①作業条件の調査 ②呼吸器に関する他覚症状等がある場合における胸部理学的検査等 ③パーキンソン症候群様症状に関する神経学的検査 ④医師が必要と認める場合における尿中等のマンガンの量の測定

※金属アーク溶接等作業に常時従事する場合は、上記とは別に「じん肺健康診断」の実施(じん肺法第7～9条の2)が必要ですのでご注意ください。

(5) その他必要な措置

金属アーク溶接等作業に関し、次の措置を講じることが必要です。

① **安全衛生教育**（安衛則第35条）

労働者を新たに雇い入れたときや、労働者の作業内容を変更したときは、労働者が従事する業務に関する安全または衛生のため必要な事項について、教育を行う。

② **ぼろ等の処理**（特化則第12条の2）

対象物に汚染されたぼろ（ウエス等）、紙くず等を、ふた付きの不浸透性容器に納めておく。

③ **不浸透性の床の設置**（特化則第21条）

作業場所の床は、不浸透性のもの（コンクリート、鉄板等）とする。

④ **立入禁止措置**（特化則第24条）

関係者以外の立入禁止と、その旨の表示を行う。

⑤ **運搬貯蔵時の容器等の使用等**（特化則第25条）

対象物を運搬、貯蔵する際は、堅固な容器等を使用し、貯蔵場所は一定の場所にし、関係者以外を立入禁止にする。

⑥ **休憩室の設置**（特化則第37条）

対象物を常時、製造・取り扱う作業に労働者を従事させるときは、作業場所以外の場所に休憩室を設ける。

⑦ **洗浄設備の設置**（特化則第38条）

以下の設備を設ける。

- ・ 洗顔、洗身またはうがいの設備
- ・ 更衣設備
- ・ 洗濯のための設備

⑧ **喫煙または飲食の禁止**（特化則第38条の2）

対象物を製造・取り扱う作業場での喫煙・飲食の禁止と、その旨の表示を行う。

⑨ **有効な呼吸用保護具の備え付け等**（特化則第43条、第45条）

必要な呼吸用保護具を作業場に備え付ける。

3. 施行日・経過措置

屋内作業場における金属アーク溶接等作業の規制は、下表のスケジュールで施行されます。

規制の内容	2020(令和2)年				2021(令和3)年				2022(令和4)年			
	1月	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月
溶接ヒュームの濃度測定 ・呼吸用保護具の使用等	現に、継続して金属アーク溶接等作業を行っている屋内作業場は、令和4年3月31日までに溶接ヒュームの濃度の測定を行う必要があります。				・現時点でも、粉じん則の規定により、金属アーク溶接等作業に従事する労働者に、有効な呼吸用保護具を使用させなければなりません。 ・令和4年4月1日以降は、特化則に基づき、溶接ヒュームの濃度測定結果に基づいて呼吸用保護具を選択し、使用しなければなりません。				溶接ヒュームの濃度測定(4/1～)			
									換気風量の増加 その他必要な措置(4/1～)			
									再度の溶接ヒュームの濃度測定(4/1～)			
									呼吸用保護具の選択・使用(4/1～)			
									フィットテストの実施(4/1～)			
特定化学物質 作業主任者の選任									選任義務(4/1～)			
全体換気の実施 特殊健康診断の実施 その他必要な措置					実施義務(4/1～)							

改正内容に関する通達・資料はこちら
厚生労働省ホームページ

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_12725.html



条文の参照は、電子政府の総合窓口（e-GOV）法令データ提供システム

https://elaws.e-gov.go.jp/search/elawsSearch/elaws_search/lsg0100/



お問い合わせ・・・都道府県労働局または労働基準監督署

(所在案内：<http://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/location.html>)



金属アーク溶接等作業について 健康障害防止措置が義務付けられます

厚生労働省では、「溶接ヒューム」について、労働者に神経障害等の健康障害を及ぼすおそれがあることが明らかになったことから、労働安全衛生法施行令、特定化学物質障害予防規則（特化則）等を改正し、新たな告示を制定しました。

改正政省令・告示は、**令和3年4月1日から施行・適用**します。

※作業主任者の選任について経過措置があります（令和4年4月1日施行）

- このリーフレットは、金属アーク溶接等作業を屋外作業場や、毎回異なる屋内作業場で行う事業者向けのものです。
- 金属アーク溶接等作業を継続して屋内作業場で行う方は、リーフレット「金属アーク溶接等作業を継続して屋内作業場で行う皆さまへ」をご覧ください。

※「屋内作業場」とは、以下のいずれかに該当する作業場をいいます。

- ・作業場の建屋の側面の半分以上にわたって壁、羽目板その他のしゃへい物が設けられている場所
- ・ガス、蒸気または粉じんがその内部に滞留するおそれがある場所

※「継続して行う屋内作業場」には、建築中の建物内部等で金属アーク溶接等作業を同じ場所で繰り返し行わないものは含まれません。

1. 新たに規制の対象となった物質

溶接ヒューム（金属アーク溶接等作業（※）において加熱により発生する粒子状物質）について、新たに特化則の特定化学物質（管理第2類物質）として位置付けました。

※金属アーク溶接等作業

- ・金属をアーク溶接する作業、
- ・アークを用いて金属を溶断し、またはガウジングする作業
- ・その他の溶接ヒュームを製造し、または取り扱う作業（燃焼ガス、レーザービーム等を熱源とする溶接、溶断、ガウジングは含まれません）



溶接ヒューム

主な有害性（発がん性、その他の有害性）	性状
発がん性：国際がん研究機関（IARC）グループ1 ヒトに対する発がん性	溶接により生じた蒸気が空气中で凝固した固体の粒子（粒径0.1～1μm程度）
その他：溶接ヒュームに含まれる酸化マンガン（MnO）について 神経機能障害 三酸化二マンガン（Mn ₂ O ₃ ）について 神経機能障害、呼吸器系障害	

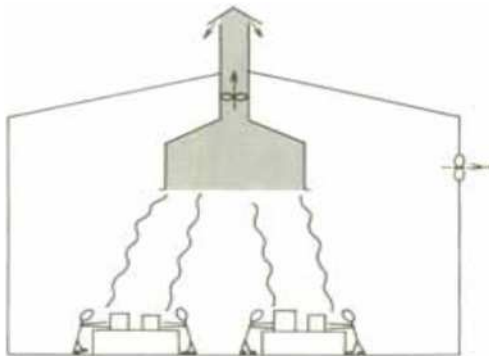
2. 特定化学物質としての規制

(1) 屋内作業場における全体換気装置による換気等

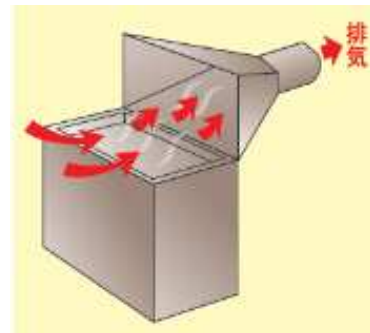
(特化則第38条の21第1項)

- 屋内作業場で金属アーク溶接等作業を行う場合は、溶接ヒュームを減少させるため、**全体換気装置**による換気の実施またはこれと同等以上の措置を講じる必要があります。
※「同等以上の措置」には、プッシュプル型換気装置、局所排気装置が含まれます。
- 「**全体換気装置**」とは、動力により全体換気を行う装置をいいます。なお、全体換気装置は、特定化学物質作業主任者（→6 ページ）が、**1月を超えない期間ごとに**、その損傷、異常の有無などについて点検する必要があります。

【全体換気装置の例】



【局所排気装置の例】



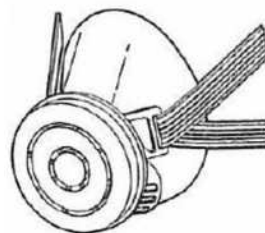
(2) 有効な呼吸用保護具の使用 (特化則第38条の21第5項)

金属アーク溶接等作業（→1 ページ）に労働者を従事させるときは、当該労働者に有効な呼吸用保護具を使用させることが必要です。

(参考) 呼吸用保護具の種類

防じんマスク

【取り替え式・全面形面体】 【取り替え式・半面形面体】 【使い捨て式】



電動ファン付き呼吸用保護具

【全面形面体】



【半面形面体】



(3) 特定化学物質作業主任者の選任 (特化則第27条、第28条)

「特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者技能講習」を修了した者のうちから作業主任者を選任し、次の職務を行わせることが必要です。

(令和4年3月31日まで経過措置あり→4ページ)

- ① 作業に従事する労働者が対象物に汚染され、吸入しないように、作業の方法を決定し、労働者を指揮すること
- ② 全体換気装置その他労働者が健康障害を受けることを予防するための装置を1か月を超えない期間ごとに点検すること
- ③ 保護具の使用状況を監視すること

(4) 特定化学物質健康診断の実施等 (特化則第39条～第42条)

金属アーク溶接等作業に常時従事する労働者などに対して、健康診断を行うことが必要です。

- 金属アーク溶接等作業に常時従事する労働者に対し、雇入れまたは当該業務への配置換えの際およびその後6月以内ごとに1回、定期に、規定の事項について健康診断を実施する（1次健診）。
- 上記健康診断の結果、他覚症状が認められる者等で、医師が必要と認めるものに対し、規定の事項について健康診断を実施する（2次健診）。
- 健康診断の結果を労働者に通知する。
- 健康診断の結果（個人票）は、5年間の保存が必要。
- 特定化学物質健康診断結果報告書（特化則様式第3号）を労働基準監督署長に提出する。
- 健康診断の結果異常と診断された場合は、医師の意見を勘案し、必要に応じて労働者の健康を保持するために必要な措置を講じる。

■溶接ヒュームの健診項目

1次検診	①業務の経歴の調査 ②作業条件の簡易な調査 ③溶接ヒュームによるせき等パーキンソン症候群様症状の既往歴の有無の検査 ④せき等のパーキンソン症候群様症状の有無の検査 ⑤握力の測定
2次健診	①作業条件の調査 ②呼吸器に係る他覚症状等がある場合における胸部理学的検査等 ③パーキンソン症候群様症状に関する神経学的検査 ④医師が必要と認める場合における尿中等のマンガンの量の測定

※金属アーク溶接等作業に常時従事する場合は、上記とは別に「じん肺健康診断」の実施（じん肺法第7～9条の2）が必要ですのでご注意ください。

(5) その他必要な措置

金属アーク溶接等作業に関し、次の措置を講じることが必要です。

- ① **安全衛生教育**（安衛則第35条）
労働者を新たに雇い入れたときや、労働者の作業内容を変更したときは、労働者が従事する業務に関する安全または衛生のため必要な事項について、教育を行う。
- ② **ぼろ等の処理**（特化則第12条の2）
対象物に汚染されたぼろ（ウエス等）、紙くず等を、ふた付きの不浸透性容器に納めておく。
- ③ **不浸透性の床の設置**（特化則第21条）
作業場所の床は、不浸透性のもの（コンクリート、鉄板等）とする。
- ④ **立入禁止措置**（特化則第24条）
関係者以外の立入禁止と、その旨の表示を行う。
- ⑤ **運搬貯蔵時の容器等の使用等**（特化則第25条）
対象物を運搬、貯蔵する際は、堅固な容器等を使用し、貯蔵場所は一定の場所にし、関係者以外を立入禁止にする。
- ⑥ **休憩室の設置**（特化則第37条）
対象物を常時製造・取り扱う作業に労働者を従事させるときは、作業場以外の場所に休憩室を設ける。
- ⑦ **洗浄設備の設置**（特化則第38条）
以下の設備を設ける。
 - ・洗顔、洗身またはうがいの設備
 - ・更衣設備
 - ・洗濯のための設備
- ⑧ **喫煙または飲食の禁止**（特化則第38条の2）
対象物を製造・取り扱う作業場での喫煙・飲食の禁止と、その旨の表示を行う。
- ⑨ **有効な呼吸用保護具の備え付け等**（特化則第43条、第45条）
必要な呼吸用保護具を作業場に備え付ける。

3. 施行日・経過措置

規制の内容	2020(令和2)年				2021(令和3)年				2022(令和4)年			
	1月	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月
呼吸用保護具の使用等	特化則に基づく呼吸用保護具の使用の義務化前から粉じん則の規定により、労働者に有効な呼吸用保護具を使用させなければなりません。								呼吸用保護具の選択・使用(4/1～)			
特定化学物質 作業主任者の選任									選任義務(4/1～)			
全体換気の実施 特殊健康診断の実施 その他必要な措置					実施義務(4/1～)							

改正内容に関する通達・資料はこちら

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_12725.html



化学物質による健康障害防止指針 (がん原性指針) を改正しました

～対象物質の追加と適用範囲の改正～

厚生労働大臣は、労働安全衛生法第28条第3項の規定に基づき、がんを起こすおそれのある化学物質について、労働者の健康障害を防止するための指針（以下「指針」という。）を公表しています。このたび、令和2年2月7日付で指針を改正しました。（健康障害を防止するための指針公示第27号）

対象物質の追加

国が実施したがん原性試験の結果、新たに発がんのおそれがある化学物質と評価されたことから、次の2物質を指針の**対象物質に追加**しました。

- アクリル酸メチル**
- アクロレイン**

（※これらの物質の有害性等については、2ページを参照してください。）

適用範囲の改正

○**メタクリル酸2,3-エポキシプロピル**について、測定分析手法を確立したため、**作業環境測定を事業者が講ずべき措置に追加**しました。併せて、使用すべき保護具もお示ししています。

（※作業環境測定の方法等については、8～9ページを参照してください。）

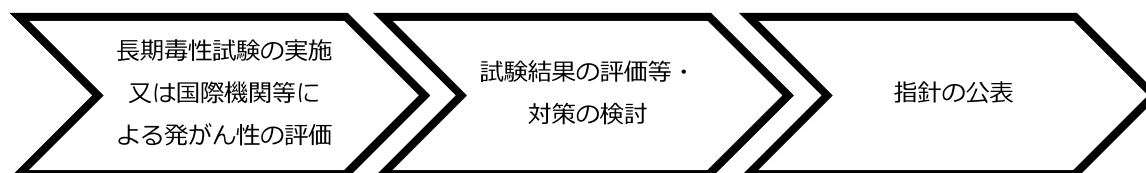
<指針の対象物質>

2～3ページの表にある40物質およびこれらを重量の1%を超えて含有する物（以下「対象物質等」という。）が指針の対象です。

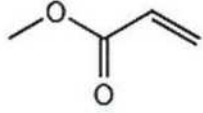
これらの物質は、長期毒性試験の結果、ほ乳動物にがんを生じさせることが判明したもの、または国際機関などで発がんのおそれがあるとされているものです。労働者がこれらの物質に長期間ばく露した場合、がんを生じる可能性が否定できないことから、指針の対象としています。



指針公表までの流れ



新たに追加した物質の有害性・性状・用途

主な有害性 〔発がん性、その他の有害性（GHS区分1のもの）〕	性状	用途の例と構造式
アクリル酸メチル CAS No. 96-33-3		
ばく露限界： ACGIH：TWA 2 ppm Skin; SEN 日本産業衛生学会：2 ppm その他： 皮膚腐食性及び刺激性、眼に対する重篤な損傷性又は眼刺激性、皮膚感作性、特定標的臓器毒性（単回ばく露）（全身毒性）、特定標的臓器毒性（反復ばく露）（上気道）等	無色の液体 融点：－76.5℃ 沸点：80.7℃ 蒸気圧： 100mmHg (28℃)	アクリル繊維樹脂副原料、成形樹脂共重合用、アクリル樹脂原料等 
アクロレイン CAS No. 107-02-8		
ばく露限界： ACGIH：TWA-STEL C 0.1 ppm Skin その他： 急性毒性（吸入）、皮膚腐食性及び刺激性、眼に対する重篤な損傷性又は眼刺激性、特定標的臓器毒性（単回ばく露）（呼吸器、中枢神経系、肝臓）、特定標的臓器毒性（反復ばく露）（呼吸器）等	無色～黄色の液体 融点：－88℃ 沸点：53℃ 蒸気圧： 274mmHg (25℃)	アクリル酸、グルタルアルデヒド、アリルアルコール等の中間原料 

指針の対象物質

	物質名	CAS No.	ラベル表示・SDS交付※ ¹
1	アクリル酸メチル	96-33-3	6
2	アクロレイン	107-02-8	8
3	2-アミノ-4-クロロフェノール	95-85-2	努力義務
4	アントラセン	120-12-7	努力義務
5	2, 3-エポキシ-1-プロパノール	556-52-5	90
6	エチルベンゼン	100-41-4	70
7	塩化アリル	107-05-1	95
8	オルト-フェニレンジアミン及びその塩	95-54-5ほか	472※ ²
9	キノリン及びその塩	91-22-5ほか	努力義務
10	1-クロロ-2-ニトロベンゼン	88-73-3	努力義務
11	クロロホルム	67-66-3	160

：指針に追加した物質

（次ページにつづく）²

指針の対象物質（つづき）

	物質名	CAS No.	ラベル表示 ・ SDS交付※1
12	酢酸ビニル	108-05-4	180
13	四塩化炭素	56-23-5	226
14	1, 4 - ジオキサン	123-91-1	227
15	1, 2 - ジクロロエタン	107-06-2	240※3
16	1, 4 - ジクロロ - 2 - ニトロベンゼン	89-61-2	努力義務
17	2, 4 - ジクロロ - 1 - ニトロベンゼン	611-06-3	努力義務
18	1, 2 - ジクロロプロパン	78-87-5	254
19	ジクロロメタン	75-09-2	257
20	N,N-ジメチルアセトアミド	127-19-5	284
21	ジメチル-2,2-ジクロロビニルホスフェイト	62-73-7	291
22	N,N-ジメチルホルムアミド	68-12-2	299
23	スチレン	100-42-5	323
24	4 - ターシャリーブチルカテコール	98-29-3	努力義務
25	多層カーボンナノチューブ (がんその他の重度の健康障害を労働者に生ずるおそれのあるものとして厚生労働省労働基準局長が定めるものに限る。)	—	努力義務
26	1, 1, 2, 2 - テトラクロロエタン	79-34-5	357
27	テトラクロロエチレン	127-18-4	359
28	1, 1, 1 - トリクロロエタン	71-55-6	383
29	トリクロロエチレン	79-01-6	384
30	ノルマルブチル - 2, 3 - エポキシプロピル エーテル	2426-08-6	435
31	パラ - ジクロロベンゼン	106-46-7	441
32	パラ - ニトロアニソール	100-17-4	努力義務
33	パラ - ニトロクロロベンゼン	100-00-5	445
34	ヒドラジン及びその塩、ヒドラジン - 水和物	302-01-2、7803-57-8他	459・460※4
35	ビフェニル	92-52-4	465
36	2 - ブテナール	123-73-9、4170-30-3及び 15798-64-8	488
37	1 - ブロモ - 3 - クロロプロパン	109-70-6	努力義務
38	1 - ブロモブタン	109-65-9	努力義務
39	メタクリル酸 2, 3 - エポキシプロピル	106-91-2	努力義務
40	メチルイソブチルケトン	108-10-1	569

※1 労働安全衛生法に基づくラベル表示（第57条）・SDS交付（第57条の2）の義務物質については、労働安全衛生法施行令別表第9の番号を記載

※2 他の異性体も含む「フェニレンジアミン」として（フェニレンジアミンの塩は努力義務）

※3 他の異性体も含む「ジクロロエタン」として

※4 459番「ヒドラジン」・460番「ヒドラジン - 水和物」（ヒドラジンの塩は努力義務）

指針に定める措置の内容

労働者に対象物質等を製造させる、または、取り扱わせる事業者は、次の措置を講じる必要があります。

- 1 対象物質へのばく露を低減させるための措置
- 2 作業環境測定
- 3 労働衛生教育
- 4 労働者の把握
- 5 危険有害性等の表示、譲渡提供時の文書交付

1 対象物質へのばく露を低減させるための措置

対象物質等を製造・取り扱う業務については、次の措置を講じてください。

- 1 事業場における対象物質等の製造量、取扱量、作業の頻度、作業時間、作業の態様を考え、必要に応じ、危険性や有害性を調査し、作業環境管理、作業管理を行ってください。
 - ✓ 作業環境管理
 - ① 使用条件などの変更 ② 作業工程の改善 ③ 設備の密閉化
 - ④ 局所排気装置などの設置
 - ✓ 作業管理
 - ① 作業を指揮する者の選任
 - ② 労働者が対象物質にばく露しないような作業位置、作業姿勢、作業方法の選択
 - ③ 呼吸用保護具、不浸透性の保護衣、保護手袋など保護具の使用
 - ④ 対象物質にばく露される時間の短縮
- 2 上記1により、ばく露を低減するための装置を設置した場合、次のような管理を行ってください。
 - ✓ 局所排気装置などは、作業が行われている間、適正に稼働させること
 - ✓ 局所排気装置などは、定期的に保守点検を行うこと
 - ✓ 対象物質を作業場外へ排出する場合は、その物質を含有する排気、排液による事業場の汚染を防止すること
- 3 保護具については、同時に就業する労働者の人数分以上を備え付け、常に有効に機能するようにするとともに、清潔にしてください。
また、労働者に送気マスクを使用させたときは、清浄な空気の入りが可能となるよう吸気口の位置を選定し、有害な空気を吸入しないようにしてください。
- 4 次の基準を定め、それに基づき作業をさせてください。
 - ✓ 設備、装置などの操作、調整と点検
 - ✓ 異常な事態が発生した場合の応急措置
 - ✓ 保護具の使用

2 作業環境測定

対象物質等を製造・取り扱う業務については、次の措置を講じてください。

- 1 屋内作業場では、空気中の対象物質の濃度を定期的に測定してください。測定は6ヶ月以内ごとに1回実施するよう努めてください。なお、測定は、作業環境測定士が実施することが望ましいです。
- 2 作業環境測定（**アクロレイン**、2-アミノ-4-クロロフェノール、アントラセン、キノリン及びその塩、1,4-ジクロロ-2-ニトロベンゼン、1-ブロモブタンの作業環境測定を除く。）を行ったときは、測定結果の評価を行い、その結果に基づき施設、設備、作業工程、作業方法の点検を行ってください。また、点検結果に基づき、必要に応じて使用条件などの変更、作業工程や作業方法の改善など作業環境改善のための措置を講じるとともに、呼吸用保護具の着用など労働者の健康障害を予防するために必要な措置を講じてください。
- 3 作業環境測定の結果の記録、評価の記録は、30年間保存するよう努めてください。
 - 対象物質等のうち、有機溶剤中毒予防規則又は特定化学物質障害予防規則が適用されるものは、**各規則の規定が優先されます**（※各規則に基づく測定は作業環境測定士が実施する必要があります）。ただし、作業環境測定の結果及びその評価の記録の保存は、各規則で3年間のものについて、本指針では**30年間の保存を求めています**。（指針と有機則、特化則の適用関係は12ページ参照）

※アクロレインは作業環境測定の方法が未開発のため、今回の指針改定では作業環境測定を措置の対象範囲から除外しています。

使用すべき保護具一覧

物質名	保護具の種類	奨励されるもの	規格
アクリル酸メチル	呼吸用保護具	送気マスク	JIS T 8153
		有機ガス用防毒マスク	防毒マスクの規格、JIS T 8152
	皮膚・身体保護	保護衣・保護手袋等（EVOH（エチレンービニルアルコール共重合体）製、ポリビニルアルコール製）	JIS T 8116
	眼・顔面の保護	スペクタクル型・ゴーグル形の保護めがね 又は顔面保護具（防災面） ※蒸気からの保護が必要な場合、適切な除毒能力を有する全面形面体の呼吸用保護具が必要	JIS T 8147
アクロレイン	呼吸用保護具	送気マスク	JIS T 8153
		有機ガス用防毒マスク	防毒マスクの規格、JIS T 8152
	皮膚・身体保護	保護衣・保護手袋等（ブチルゴム製、EVOH（エチレンービニルアルコール共重合体）製）	JIS T 8115、JIS T 8116
	眼・顔面の保護	適切な除毒能力を有する全面形面体の呼吸用保護具が必要	
2-アミノ-4-クロロフェノール	呼吸用保護具	送気マスク	JIS T 8153
		防じん機能付き防毒マスク ろ過材の等級：L3,S3,L2,S2 吸収缶：有機ガス用	防毒マスクの規格、JIS T 8152
	皮膚・身体保護	保護衣・保護手袋等	JIS T 8115、JIS T 8116、JIS T 8117
	眼・顔面の保護	スペクタクル形・ゴーグル形の保護めがね 作業形態に応じ防災面（化学物質飛来防護用）を併用してもよい。	JIS T 8147

：新たに追加した物質・措置

（次ページにつづく） 5

使用すべき保護具一覧（つづき）

物質名	保護具の種類	奨励されるもの	規格
塩化アリル	呼吸用保護具	送気マスク	JIS T 8153
		有機ガス用防毒マスク	防毒マスクの規格、JIS T 8152
	皮膚・身体の保護	保護衣・保護手袋等（EVOH（エチレンービニルアルコール共重合体）製、ポリビニルアルコール製）	JIS T 8115、JIS T 8116、JIS T 8117
	眼・顔面の保護	スペクタクル形・ゴーグル形の保護めがね 作業形態に応じ防災面（化学物質飛来防護用）を併用してもよい。	JIS T 8147
オルトフェニレンジアミン及びその塩	呼吸用保護具	送気マスク	JIS T 8153
		防じん機能付き防毒マスク ろ過材の等級：L3,S3,L2,S2 吸収缶：有機ガス用	防毒マスクの規格、JIS T 8152
	皮膚・身体の保護	保護衣・保護手袋等（ブチルゴム製、ネオプレンゴム製）	JIS T 8115、JIS T 8116、JIS T 8117
	眼・顔面の保護	スペクタクル形・ゴーグル形の保護めがね 作業形態に応じ防災面（化学物質飛来防護用）を併用してもよい。	JIS T 8147
1-クロロ-2-ニトロベンゼン	呼吸用保護具	送気マスク	JIS T 8153
		防じん機能付き防毒マスク ろ過材の等級：L3,S3,L2,S2 吸収缶：有機ガス用	防毒マスクの規格、JIS T 8152
	皮膚・身体の保護	保護衣・保護手袋等（EVOH（エチレンービニルアルコール共重合体）製、フッ素ゴム製）	JIS T 8115、JIS T 8116、JIS T 8117
	眼・顔面の保護	スペクタクル形・ゴーグル形の保護めがね 作業形態に応じ防災面（化学物質飛来防護用）を併用してもよい。	JIS T 8147
2, 4-ジクロロ-1-ニトロベンゼン	呼吸用保護具	送気マスク	JIS T 8153
		防じん機能付き防毒マスク ろ過材の等級：L3,S3,L2,S2 吸収缶：有機ガス用	防毒マスクの規格、JIS T 8152
	皮膚・身体の保護	保護衣・保護手袋等（EVOH（エチレンービニルアルコール共重合体）製、フッ素ゴム製）	JIS T 8115、JIS T 8116、JIS T 8117
	眼・顔面の保護	スペクタクル形・ゴーグル形の保護めがね 作業形態に応じ防災面（化学物質飛来防護用）を併用してもよい。	JIS T 8147
N, N-ジメチルアセトアミド	呼吸用保護具	送気マスク	JIS T 8153
		有機ガス用防毒マスク	防毒マスクの規格、JIS T 8152
	皮膚・身体の保護	蒸気による経皮吸収が大きいことから、これによる健康障害を防止するため、保護衣、保護手袋等を確実に使用すること。	JIS T 8115、JIS T 8116、JIS T 8117
	眼・顔面の保護	ゴーグル形の保護めがね	JIS T 8147
4-ターシャリーブチルカテコール	呼吸用保護具	取替え式防じんマスク（ろ過材の等級：RS3、RL3） ※現場で使用温度が高く、気体状で浮遊する可能性があるときは、防じん機能付き防毒マスク（有機ガス用吸収缶）を使用する。	防毒マスクの規格、JIS T 8152
		電動ファン付き呼吸用保護具	JIS T 8157
	皮膚・身体の保護	保護衣・保護手袋等（ニトリルゴム製、クロロプレンゴム製、EVOH（エチレンービニルアルコール共重合体）製、ブチルゴム製、天然ゴム製、ポリビニルアルコール製） ※経皮吸収による健康障害を防止するため、保護衣、保護手袋等を確実に使用すること。	JIS T 8115、JIS T 8116、JIS T 8117
	眼・顔面の保護	ゴーグル形の保護めがね	JIS T 8147

（次ページにつづく） 6

使用すべき保護具一覧（つづき）

物質名	保護具の種類	奨励されるもの	規格
多層カーボン ナノチューブ （がんその他の 重度の健康障害 を労働者に生ず るおそれのある ものとして厚生 労働省労働基準 局長が定めるも のに限る。）	全般	平成21年3月31日付け基発第0331013号「ナノマテリアルに対するばく露防止等のための予防的対応について」の別紙の3（1）及び（2）を踏まえ、必要に応じて3（4）エ（ア）～（工）を参考にすると適切に対応すること。	
ノルマルーブ チル-2, 3 -エポキシプロ ピルエーテル	呼吸用保護具	送気マスク	JIS T 8153
		有機ガス用防毒マスク	防毒マスクの規格、JIS T 8152
	皮膚・身体の保護	保護衣・保護手袋等	JIS T 8115、JIS T 8116、JIS T 8117
	眼・顔面の保護	スペクタクル形・ゴーグル形の保護めがね 作業形態に応じ防災面（化学物質飛来防護用）を併用してもよい。	JIS T 8147
パラ-ニトロ アニソール	呼吸用保護具	送気マスク	JIS T 8153
		防じん機能付き防毒マスク ろ過材の等級：L3,S3,L2,S2 吸収缶：有機ガス用	防毒マスクの規格、JIS T 8152
	皮膚・身体の保護	保護衣・保護手袋等	JIS T 8115、JIS T 8116、JIS T 8117
	眼・顔面の保護	スペクタクル形・ゴーグル形の保護めがね 作業形態に応じ防災面（化学物質飛来防護用）を併用してもよい。	JIS T 8147
1-プロモ- 3-クロロプロ ロパン	呼吸用保護具	送気マスク	JIS T 8153
		有機ガス用防毒マスク	防毒マスクの規格、JIS T 8152
	皮膚・身体の保護	保護衣・保護手袋等	JIS T 8115、JIS T 8116、JIS T 8117
	眼・顔面の保護	スペクタクル形・ゴーグル形の保護めがね 作業形態に応じ防災面（化学物質飛来防護用）を併用してもよい。	JIS T 8147
1-プロモブ タン	呼吸用保護具	送気マスク	JIS T 8153
		有機ガス用防毒マスク	防毒マスクの規格、JIS T 8152
	皮膚・身体の保護	保護衣・保護手袋等	JIS T 8115、JIS T 8116、JIS T 8117
	眼・顔面の保護	ゴーグル形の保護めがね	JIS T 8147
メタクリル酸 2, 3-エポ キシプロピル	呼吸用保護具	送気マスク	JIS T 8153
		有機ガス用防毒マスク ※ミストが同時に発生する可能性がある場合、液体の試験粒子を用いた粒子捕集効率試験に合格した有機ガス用吸収缶（L1, L2, L3）を選定	防毒マスクの規格、JIS T 8152
	皮膚・身体の保護	保護衣・保護手袋等（EVOH（エチレンービニルアルコール共重合体）製、ポリビニルアルコール製）	JIS T 8116
	眼・顔面の保護	ゴーグル形の保護めがね ※蒸気からの保護が必要な場合、適切な除毒能力を有する全面形面体の呼吸用保護具を推奨	JIS T 8147

※1 参照規格について

呼吸用保護具 防毒マスクの規格（平成2年労働省告示第68号）
 JIS T 8152（防毒マスク）、JIS T 8153（送気マスク）
 JIS T 8154（有毒ガス用電動ファン付き呼吸用保護具）
 保護衣等 JIS T 8115（化学防護服）、JIS T 8116（化学防護手袋）
 JIS T 8117（化学防護長靴）
 保護眼鏡 JIS T 8147（保護めがね）

※2 保護衣等について

耐透過性、耐浸透性、反発性については、それぞれJIS T 8115に定める試験の結果から得られた等級を踏まえ、等級ごとに示されている透過時間等を考慮した対応（例：使用時間を記録し、透過時間を経過する前に保護服を交換する。）が望ましい。また、気密形保護服、密閉型保護服の使用に当たっては、暑熱環境等物理的要因を考慮し、適切な対応をとることが必要である。

※3 保護眼鏡については、一度破損又は汚染したものは使用しないことが望ましい。

作業環境測定の方法・管理濃度等

物質名	作業環境測定の方法		管理濃度等（※）
	試料採取方法	分析方法	
アクリル酸メチル	球状活性炭捕集	GC/MS	2 ppm (日本産業衛生学会・ACGIH)
アクロレイン	(検討中)		
2-アミノ-4-クロロフェノール	ろ過捕集方法	HPLC	—
アントラセン	フィルター及び捕集管を組み合わせた相補型のろ過捕集方法	HPLC又はGC	—
エチルベンゼン	固体捕集方法又は直接捕集方法	GC	20ppm
2, 3-エポキシ-1-プロパノール	固体捕集方法	HPLC又はGC	2ppm
塩化アリル	固体捕集方法	GC	1ppm
オルト-フェニレンジアミン及びその塩	ろ過捕集方法	HPLC	0.1mg/m ³ (オルト-フェニレンジアミンとして)
キノリン及びその塩	固体捕集方法	GC	—
1-クロロ-2-ニトロベンゼン	固体捕集方法	GC	<構造類似物質の管理濃度> パラ-ニトロクロルベンゼン 0.6mg/m ³
クロロホルム	液体捕集方法	吸光光度分析方法	3 ppm
	固体捕集方法又は直接捕集方法	GC	
酢酸ビニル	固体捕集方法	GC	10 ppm
四塩化炭素	液体捕集方法	吸光光度分析方法	5 ppm
	固体捕集方法	GC	
1, 4-ジオキサン	固体捕集方法又は直接捕集方法	GC	10 ppm
1, 2-ジクロロエタン	液体捕集方法	吸光光度分析方法	10 ppm
	固体捕集方法又は直接捕集方法	GC	
1, 4-ジクロロ-2-ニトロベンゼン	固体捕集方法	HPLC	—
2, 4-ジクロロ-1-ニトロベンゼン	固体捕集方法	GC	<構造類似物質の管理濃度> パラ-ニトロクロルベンゼン 0.6 mg/m ³
1, 2-ジクロロプロパン	固体捕集方法	GC	1 ppm
ジクロロメタン	固体捕集方法又は直接捕集方法	GC	50 ppm
N,N-ジメチルアセトアミド	固体捕集方法	GC	10 ppm
ジメチル-2, 2-ジクロロビニルホスフェイト	固体捕集方法	GC	0.1 mg/m ³
N,N-ジメチルホルムアミド	固体捕集方法	GC	10 ppm

：新たに追加した物質・措置

(次ページにつづく)

※作業環境評価基準（昭和63年労働省告示第79号）の別表に掲げる管理濃度又は「労働安全衛生法第28条第3項の規定に基づき厚生労働大臣が定める化学物質による健康障害を防止するための指針」に基づき作業環境測定の結果を評価するために使用する評価指標

作業環境測定の方法・管理濃度等（つづき）

物質名	作業環境測定の方法		管理濃度等（※１）
	試料採取方法	分析方法	
スチレン	液体捕集方法	吸光光度分析方法	20 ppm
	固体捕集方法又は直接捕集方法	GC	
４－ターシャリーブチルカテコール	フィルター及び捕集管を組み合わせた相補型のろ過捕集方法	HPLC	<構造類似物質の許容濃度> カテコール 5 ppm (ACGIH)
多層カーボンナノチューブ （がんその他の重度の健康障害を労働者に生ずるおそれのあるものとして厚生労働省労働基準局長が定めるものに限る。）	ろ過捕集方法	炭素分析法	－
		HPLC	－
1, 1, 2, 2－テトラクロロエタン	液体捕集方法	吸光光度分析方法	1ppm
	固体捕集方法	GC	
テトラクロロエチレン	固体捕集方法又は直接捕集方法	GC	25 ppm
1, 1, 1－トリクロロエタン	液体捕集方法	吸光光度分析方法	200 ppm
	固体捕集方法又は直接捕集方法	GC	
トリクロロエチレン	液体捕集方法、	吸光光度分析方法	10 ppm
	固体捕集方法又は直接捕集方法	GC	
ノルマル－ブチル－2, 3－エポキシプロピルエーテル	固体捕集方法	GC	3 ppm
パラ－ジクロルベンゼン	固体捕集方法	GC	10 ppm
パラ－ニトロアニソール	固体捕集方法	GC	<構造類似物質の許容濃度> パラ－アニシジン 0.5mg/m ³ （日本産業衛生学会、ACGIH） ジニトロトルエン（混合物） 0.2mg/m ³ (ACGIH)
パラ－ニトロクロルベンゼン	液体捕集方法	吸光光度分析方法又はGC	0.6mg/m ³
	固体捕集方法	GC	
ヒドラジン及びその塩、ヒドラジン－水和物	固体捕集方法	HPLC	0.13mg/m ³ （ヒドラジンとして）
ビフェニル	固体捕集方法	GC	0.2ppm
2－ブテナール	固体捕集方法	HPLC	0.2ppm
1－ブロモ－3－クロロプロパン	固体捕集方法	GC	<構造類似物質の管理濃度> 1, 2－ジクロロエタン 10 ppm
1－ブロモブタン	固体捕集方法	GC/MS	－
メタクリル酸 2, 3－エポキシプロピル	球状活性炭捕集	GC/MS	0.01 ppm
メチルイソブチルケトン	液体捕集方法	吸光光度分析方法	20 ppm
	固体捕集方法又は直接捕集方法	GC	

3 労働衛生教育

対象物質等を製造・取り扱う業務に従事している労働者に対しては速やかに、また、この業務に従事させることとなった労働者に対しては従事させる前に、次の事項について教育を行ってください。

- 1 対象物質の性状と有害性
- 2 対象物質等を使用する業務
- 3 対象物質による健康障害と予防方法、応急措置
- 4 局所排気装置などの対象物質へのばく露を低減するための設備とそれらの保守、点検の方法
- 5 作業環境の状態の把握
- 6 保護具の種類、性能、使用方法、保守管理
- 7 関係法令

また、労働衛生教育の時間は4.5時間以上としてください。

4 労働者の把握

対象物質等を製造・取り扱う業務に常時従事する労働者について、1ヶ月を超えない期間ごとに次の事項を記録してください。

- 1 労働者の氏名
- 2 従事した業務の概要と業務に従事した期間
- 3 対象物質によって著しく汚染される事態が起きたときは、その概要と講じた応急措置の概要

また、これらの記録は記録した日から**30年間保存**するよう努めてください。

5 ラベル表示・SDS交付

労働安全衛生法（第57条、第57条の2、第101条第4項）、労働安全衛生規則（第24条の14、第24条の15）、「化学物質等の危険性又は有害性等の表示又は通知等の促進に関する指針」の規定に基づき、次の措置を講じてください。

- 1 対象物質等を譲渡、提供する場合
 - ✓ ラベル表示（容器や包装への名称、危険有害性などの表示）
 - ✓ 安全データシート（SDS）の交付（名称・危険有害性などの通知）
- 2 対象物質等の名称・危険有害性などを通知された場合
 - ✓ 通知された事項の労働者への周知
- 3 対象物質等を労働者※に取り扱わせる場合
 - ✓ 容器や包装へのラベル表示、SDSの作成
 - ✓ SDSの記載事項の労働者への周知

※対象物質等を製造・輸入する事業者の労働者を含む。

ラベル表示・SDS交付のルール

化学物質の危険有害性に関する情報伝達の手段の調和を図るため、2003年7月に国連で採択されたGHS（化学品の分類および表示に関する世界調和システム）に対応して、日本国内では、**JIS Z 7253**（GHSに基づく化学品の危険有害性情報の伝達方法－ラベル，作業場内の表示及び安全データシート（SDS））にラベル・SDSの記載項目等が規定されています。

ラベル記載項目	SDS記載項目
①名称	①名称
②注意喚起語	②成分及びその含有量
③人体に及ぼす作用	③物理的及び化学的性質
④安定性及び反応性	④人体に及ぼす作用
⑤貯蔵又は取扱い上の注意	⑤貯蔵又は取扱い上の注意
⑥標章（絵表示）	⑥流出その他の事故が発生した場合に講ずべき応急の措置
⑦表示をする者の氏名（法人の場合は法人名）、住所及び電話番号	⑦通知を行う者の氏名（法人の場合は法人名）、住所及び電話番号
⑧成分（※）	⑧危険性又は有害性の要約
※表示義務事項ではないが、表示することが望ましい。	
	⑨安定性及び反応性
	⑩適用される法令
	⑪その他参考となる事項

【参考資料】

安衛法におけるラベル表示・SDS（安全データシート）提供制度
<https://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/gyousei/anzen/130813-01.html>



ラベル表示・SDS交付の義務対象物質については、
リスクアセスメントの実施が義務付けられています。
（労働安全衛生法第57条の3）

厚生労働省では、ラベル・SDSの記載内容の理解や、これを活用したリスクアセスメントの方法にお困りの事業者や担当者の皆様からのご質問にお答えするため、「**化学物質管理に関する相談窓口**」を設けるとともに、リスクアセスメントに係る訪問支援を実施しています。

→ <https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000046255.html>



物質ごとの適用範囲

有機溶剤中毒予防規則（有機則）、特定化学物質障害予防規則（特化則）による規制の対象にもなっている物質について、指針と各規則の関係は以下のとおりです。

○N, N-ジメチルホルムアミド及び1, 1, 1-トリクロロエタン

単一成分の含有量	単一成分の含有量とこれら2物質以外の有機溶剤（有機則第1条第1号に定めるものをいう。以下同じ）の含有量	有機溶剤業務（※有機則第1条第6号イ～フ）	有機溶剤業務以外の業務
1%超	5%超	有機則対象	指針対象
	5%以下		
1%以下	5%超	有機則対象	—
	5%以下	—	—

○パラ-ニトロクロロベンゼン

含有量	製造・取扱い業務
5%超	特化則対象
1%超	指針対象
1%以下	—

○ジメチル-2, 2-ジクロロビニルホスフェイト

含有量	成形、加工または包装の業務	成形、加工または包装の業務以外の業務
1%超え	特化則対象	指針対象
1%以下	—	—

○クロロホルムほか9物質※1、エチルベンゼンおよび1,2-ジクロロプロパン（特別有機溶剤）

単一成分の含有量	特別有機溶剤または有機溶剤の含有量の合計	特別有機溶剤業務（※2）	特別有機溶剤業務以外の業務
1%超	5%超	特化則対象	指針対象
	5%以下		
1%以下	5%超	一部有機則対象	—
	5%以下	—	—

※1 クロロホルムほか9物質とは、クロロホルム、四塩化炭素、1, 4-ジオキサン、1, 2-ジクロロエタン、ジクロロメタン、スチレン、1, 1, 2, 2-テトラクロロエタン、テトラクロロエチレン、トリクロロエチレン及びメチルイソブチルケトンを指します。

※2 特別有機溶剤業務とは、「クロロホルムほか9物質」「クロロホルムほか9物質の含有物」を用いて屋内作業場等において行う有機溶剤業務、エチルベンゼン塗装業務および1,2-ジクロロプロパン洗浄・払拭業務をいいます。（→特化則第2条の2第1号）

【お問い合わせは、最寄りの都道府県労働局、労働基準監督署へ】

所在地の案内・連絡先（厚生労働省ホームページ）

<https://www.mhlw.go.jp/kouseiroudoushou/shozaiannai/roudoukyoku/>

◆指針・関係通達、パンフレット等

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_07948.html



ラベルで アクション

運動実施中

化学物質を取り扱う事業主様へ



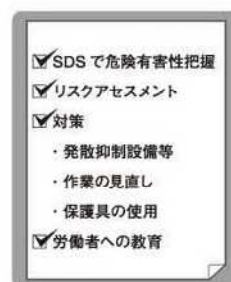
GHSラベルから危険性・有害性を知り、化学品から身を守ろう！



製品が来る



ラベルを見る



アクション

今すぐ**安全対策**

ラベルを確認して行動することで、事故を防ぐことができます。

ラベルの
確認

事業者は



SDSを入手
↓
SDSを確認



危険性・有害性に応じた
リスクアセスメント
を行う

労働者は



ラベルの中身を知りましょう
↓
危険性・有害性を確認



● リスクアセスメントの
結果を確認
● 安全に取り扱う

事業者は、リスクアセスメントを行いましょう。

GHS対応ラベルの記載項目

〇〇〇〇〇〇〇〇〇

成分：〇〇〇,××,△△

NET Wt. 15kg

危険



- ・引火性液体および蒸気
- ・皮膚刺激
- ・飲み込むと有害
- ・重篤な眼の損傷
- ・中枢神経系、腎臓の障害のおそれ

注意書き

【安全対策】

- ・熱、高温のもの、火花、裸火および他の着火源から遠ざけること。禁煙。
- ・容器を密閉しておくこと。
- ・容器を接地しアースを取る。
- ・防爆型の電気、換気、照明機器を使用すること。
- ・火花を発生させない工具を使用すること。
- ・静電気放電に対する予防措置を講ずること。
- ・保護手袋／保護衣／保護眼鏡／保護面を着用すること。
- ・粉じん／煙／ガス／ミスト／蒸気／スプレーを吸入しないこと。
- ・取扱い後は手をよく洗うこと。
- ・この製品を使用する時に飲食または喫煙をしないこと。

【応急措置】

- ・皮膚(または髪)に付着した場合、直ちに汚染された衣類をすべて脱ぐこと。皮膚を多量の水で洗うこと。
- ・皮膚刺激が生じた場合、医師の手当てを受けること。
- ・火災の場合、消火するために〇〇〇を使用すること。
- ・飲みこんだ場合、気分が悪い時は医師に連絡すること。口をすすぐこと。
- ・眼に入った場合、水で数分間注意深く洗うこと。次に、コンタクトレンズを着用していて容易に外せる場合は外すこと。その後も洗浄を続けること。直ちに医師に連絡すること。
- ・ばく露またはばく露の懸念がある場合、医師に連絡すること。
- ・汚染された衣類を脱ぎ、再使用する場合には洗濯をすること。

【保管】

- ・施錠して保管すること。
- ・涼しく換気のよい場所で保管すること。

【廃棄】

- ・内容物や容器を、都道府県知事の許可を受けた廃棄物処理業者に委託する。

日本GHS株式会社

東京都千代田区霞ヶ関1-2-3 電話：03-0000-0000

製品特定名

製品の名称や物質の化学品特定名が記載されています。

①注意喚起語

危険性・有害性の程度を知らせる語句で、「危険」と「警告」の2種類あり、より重大な方が「危険」になります。

②絵表示

危険性・有害性を絵で表しています。黒いシンボルを赤い枠で囲んでいます。

③危険性・有害性情報

製品の全ての危険性・有害性が記載されています。

注意書き

危険性・有害性から身を守るための情報が記載されています。

供給者の特定

化学品の製造業者又は供給者の名前、住所及び電話番号が記載されています。

◆ラベル・SDS作成の方法は以下を参照◆

- ・JIS Z 7252 (GHS分類)
- ・JIS Z 7253 (情報提供-ラベル・SDS)

<https://www.jisc.go.jp/>

- ・事業者向けGHS分類ガイダンス

https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/int/ghs_tool_01GHSmanual.html

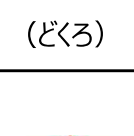
- ・職場のあんぜんサイト「GHSモデルラベル、モデルSDS」

https://anzeninfo.mhlw.go.jp/anzen_pg/GHS_MSD_FND.aspx

- ・製品評価技術基盤機構(nite)「化学物質総合情報提供システム(CHRIP)」

https://www.nite.go.jp/chem/chrip/chrip_search/systemTop

化学物質取り扱い時には絵表示を確認！

	絵表示	代表的な危険性・有害性	代表的な注意事項の例
危険性	 (爆弾の爆発)	爆発物：大量爆発危険性 爆発物：火災、爆風又は飛散危険性 熱すると爆発のおそれ	禁煙。 高温、スパーク、火種を近づけないこと。 火災の場合は、退避すること。 内容物／容器を法令にしたがって廃棄すること。
	 (炎)	極めて可燃性の高いガス・エアゾール 引火性の高い液体および蒸気 可燃性固体 熱すると火災のおそれ 空気に触れると自然発火のおそれ 水に触れると可燃性ガスを発生	禁煙。 高温、スパーク、火種を近づけないこと。 換気の良い場所で保管すること。
	 (円上の炎)	発火又は火災助長のおそれ 火災又は爆発のおそれ 火災助長のおそれ	禁煙。 燃えるものから遠ざけること。 隔離して保管すること。
	 (ガスボンベ)	高圧ガス：熱すると爆発のおそれ 深冷液化ガス：凍傷又は傷害のおそれ	日光から遮断し、換気のよい場所で保管すること。 耐寒手袋および保護面または保護眼鏡を着用すること。
	 (腐食性)	金属腐食のおそれ 重篤な皮膚の薬傷 重篤な眼の損傷	他の容器に移し替えないこと。 皮膚、眼に付けないこと。 取り扱い後はからだをよく洗うこと。 保護衣、保護手袋、保護眼鏡を着用すること。
健康有害性	 (どくろ)	飲み込む、吸入する又は皮膚に接触すると 生命に危険あるいは有毒	吸入しないこと。 口に入れたり、皮膚に付けないこと。 屋外または換気のよいところでのみ使用すること。 マスク、保護衣、保護手袋を着用すること。 施錠して保管すること。
	 (健康有害性)	遺伝性疾患のおそれ 発がんのおそれ 生殖能又は胎児への悪影響のおそれ 吸入するとアレルギー、喘息、呼吸困難を 起こすおそれ 臓器の障害 飲み込んで気道に侵入（誤えん）すると生命に 危険のおそれ	皮膚に付けないこと。 吸入しないこと。 マスク、保護手袋、保護衣を着用すること。 換気すること。 身体に異常が見られる、ばく露の懸念がある場合、 医師の診察を受けること。
	 (感嘆符)	飲み込む、吸入する又は皮膚に接触すると有害 強い眼刺激、皮膚刺激 アレルギー性皮膚反応を起こすおそれ 呼吸器への刺激又は眠気やめまいのおそれ	吸入を避けること。 気分が悪い時は医師に連絡すること。 保護具を着用すること。
環境有害性		オゾン層を破壊し、健康及び環境に有害	回収またはリサイクルに関する情報について製造者 または供給者に問い合わせること。
	 (環境)	水生生物に非常に強い毒性	環境への放出を避けること。 内容物／容器を法令にしたがって廃棄すること。

注：代表的な事項を抜粋し記載しております。

リスクアセスメントの実施

職場で取り扱われる化学物質等の危険性や有害性を確認し、それによる働く人への危険や健康障害を生じるおそのの程度を見積もり、リスクの低減対策を検討します。

リスクアセスメントの手順



ラベルに絵表示があったら・・・

ステップ 1

化学物質などによる危険性または有害性の特定

ステップ 2

特定された危険性または有害性による
リスクの見積り

ステップ 3

リスクの見積りに基づく
リスク低減措置の内容の検討

ステップ 4

リスク低減措置の実施

ステップ 5

リスクアセスメント結果の労働者への周知

リスクアセスメント

リスクアセスメントの実施方法については「職場の安全サイト」

<https://anzeninfo.mhlw.go.jp/user/anzen/kag/ankgc07.htm>でご確認ください。

「ラベルでアクション」の進め方等のご相談は下記までご連絡なく！

1. 法令、通知に関する相談窓口

都道府県労働局または労働基準監督署の健康主務課

所在案内

<https://www.mhlw.go.jp/kouseiroudoushou/shozaiannai/roudoukyoku/>

2. 支援事業

相談窓口（コールセンター）を設置し、電話やメールなどで相談を受付

ラベルやSDSの記載内容の理解やこれを活用したリスクアセスメントの方法について、事業場の皆様からのご質問にお答えしています。

050-5577-4862

受付時間：月～金10:00～17:00（12:00～13:00を除く）※土日祝日、年末年始を除く

「ラベル・SDS活用事業」受託者

テクノヒル株式会社

東京都中央区日本橋蛸殻町2-5-3 サンホリベビル 4F

TEL:050-5577-4862

メール：soudan@technohill.co.jp

「有害物ばく露作業報告」の提出

厚生労働省では、労働者に重い健康障害を及ぼすおそれのある化学物質について、リスク評価を実施し、必要な規制を実施しています。

このリスク評価を行うに当たり、事業場において労働者が有害物にさらされる（ばく露）状況を把握するため、法令（労働安全衛生法第 100 条、労働安全衛生規則第 95 条の 6）により「有害物ばく露作業報告」の提出を義務づけています。

報告の対象となる物質について、年間 500kg 以上の製造・取扱いがある事業場は、例外なく報告が必要です。

1. 対象物質：毎年変わります。今回対象物は、以下の物質になります。

モリブデン化合物（三酸化モリブデンに限る）

2. 報告が必要な事業者

対象物質を年間 500kg 以上製造、または取り扱う事業場。ただし混合物の場合は、「製造又は取扱量」×「含有率」で算出した値が 500kg 以上になる場合に限る。

3. 報告対象期間：令和 2 年 1 月 1 日～令和 2 年 12 月 31 日

4. 提出期日：令和 3 年 3 月 31 日まで

5. 報告書：最寄りの監督署で配付しています。

（厚生労働省のホームページからダウンロードすることもできます。）

6. 問い合わせ先：大田原労働基準監督署 安全衛生課 TEL 0287-22-2279

職場での受動喫煙防止対策に取り組む中小企業事業主の皆さまへ

「受動喫煙防止対策助成金」のご案内

健康増進法が改正され、2020年4月から**原則屋内禁煙が義務化**されています。
職場での受動喫煙防止対策を行う際には、費用の一部を支援する「受動喫煙防止対策助成金」を、ぜひご活用ください。

対象となる事業主

次の(1)～(3)すべてに該当する事業主が対象です。

(1)	労働者災害補償保険の適用事業主		
(2)	次のいずれかに該当する中小企業事業主		
	業 種	常時雇用する労働者数※1	資本金または出資の総額※1
	小売業	小売業、飲食店、配達飲食サービス業	50人以下 5,000万円以下
	サービス業	物品賃貸業、宿泊業、娯楽業、医療・福祉、複合サービス（例：協同組合）など	100人以下 5,000万円以下
	卸売業	卸売業	100人以下 1億円以下
	その他の業種	農業、林業、漁業、建設業、製造業、運輸業、金融業、保険業など	300人以下 3億円以下
※1 労働者数が資本金等のどちらか一方の条件を満たせば、中小企業事業主となります。			
(3)	事業場内において、措置を講じた区域以外を禁煙とする事業主		

助成の対象となる措置

①	喫煙専用室の設置・改修 (既存特定飲食提供施設)	・ 入口における風速が0.2 m/秒以上 ・ 煙が室内から室外に流出しないよう、壁、天井などによって区画されていること ・ 煙を屋外または外部の場所に排気すること	喫煙外 の使用 ×
②	指定たばこ専用喫煙室の 設置・改修 (既存特定飲食提供施設)	・ 入口における風速が0.2 m/秒以上 ・ 煙が室内から室外に流出しないよう、壁、天井などによって区画されていること ・ 煙を屋外または外部の場所に排気すること	喫煙外 の使用 ○
③	屋外喫煙所（閉鎖系）の 設置・改修 (第二種施設)	・ 事業場の屋内を全面禁煙とすること ・ 煙を屋外または外部の場所に排気すること ・ 喫煙所の直近の建物の出入口などにおける浮遊粉じん濃度が増加しないこと	喫煙外 の使用 ×

助成内容

助成対象経費	助成率	上限額
上記①～③の措置にかかる工費、設備費、備品費、機械装置費など	1 / 2 既存特定飲食提供施設で料理店、飲食店等を営んでいる事業場は2 / 3	100万円

- ・ 交付は事業場単位とし、**1事業場につき1回のみ**とします。過去にこの助成金を交付された事業場は申請できません。
- ・ 同じ事業場で複数の場所に措置※2を講じる場合は、1件の申請としてまとめて申請してください。
※2 同時期に行う措置で、①～③のいずれか、または複数の組み合わせ。合計の場合も上限額は100万円です。
- ・ 既存特定飲食提供施設の料理店、飲食店等への助成率は**2 / 3に引き上げています**。この機会にぜひ、ご利用ください。



留意事項

この助成金の受給にあたっては、**喫煙専用室の設置などの事業計画の内容が技術的および経済的な観点から妥当であることが必要**です。そのため、特に経済的な観点の目安として、単位面積当たりの助成対象経費の上限額を下表のように定めています。

単位面積当たりの助成対象経費が下表に掲げる上限を超える場合、合理的な理由があると都道府県労働局長が認める場合を除き、単位面積当たりの助成対象経費上限額までで助成金の交付決定を行いますのでご注意ください。

交付対象	設置を行おうとする喫煙室等の単位面積当たりの助成対象経費上限額
①喫煙専用室の設置・改修	60万円/㎡
②指定たばこ専用喫煙室などの設置・改修	
③屋外喫煙所（閉鎖系）の設置・改修	

例) 飲食店以外の事業場で 3 ㎡の喫煙専用室の設置・改修を行う計画の場合、合理的な理由があると認められない限り、助成対象経費として 3 ㎡×60万円/㎡ = **180万円まで（助成額にして90万円まで）**しか認められません。

交付申請に必要な書類 * 印の書類には所定の様式があります。

1	受動喫煙防止対策助成金交付申請書 *
2	受動喫煙の防止に係る事業計画 *
3	交付要件に該当する旨及び不交付要件には該当しない旨の申立を行う書類 *
4	措置を講じる場所の工事前の写真（申請日から3か月以内に撮影したもの）
5	設置を予定している喫煙室や換気装置の場所など助成事業の詳細を確認できる資料
6	講じる措置が要件を満たして設計されていることが確認できる資料
7	事業場の室内とそれに準ずる環境で、措置を講じる区域以外での喫煙を禁止する旨を説明する書類
8	講じる措置に関する施工業者からの見積書の写し（ 2業者以上必要 ）
9	事業開始の特例に係る申請書（交付決定前に契約、支払などを行う場合のみ）
10	その他都道府県労働局長が必要と認める書類

労働局で保有している情報から助成事業者が要件に該当するか判断がつかない場合など、内容に不明な点がある場合は、確認のための追加資料を求める場合がありますので、ご注意ください。

事業実績報告に必要な書類 * 印の書類には所定の様式があります。

1	受動喫煙防止対策助成金事業実績報告書 *
2	受動喫煙の防止に係る事業結果概要報告書 *
3	受動喫煙防止対策助成金交付決定通知書の写し
4	交付決定内容を変更した場合、受動喫煙防止対策助成金交付決定内容変更承認通知書の写し（複数回変更している場合は、すべての写し）
5	工事に関しての領収書、経費についての内訳の写し、領収書の金額が正しいことを証する書面（振込明細書など）
6	措置を講じた場所や受動喫煙を防止するための設備・備品の詳細を確認できる写真（工事終了後速やかに撮影したもの）
7	交付決定を受けた内容と実際に実施した事業が相違ないことを説明する書類
8	講じた措置が要件を満たしていることが確認できる資料
9	その他都道府県労働局長が必要と認める書類

申請手続の流れ

申請内容の検討

交付要綱などを読み、この助成金の制度を把握し、申請書の作成、関係資料を準備しましょう。不明な点があれば、所轄の都道府県労働局（**労働基準部健康課または健康安全課**）や相談支援業務の相談ダイヤル（最終ページ参照）にお気軽にご相談ください。

交付申請

申請書類を2部ずつ、所轄の労働局（**労働基準部健康課または健康安全課**）に提出してください。労働局での審査期間は原則1か月以内です。

交付決定通知書受領

助成金の交付が適当と認められると、労働局で「受動喫煙防止対策助成金交付決定通知書」を発行します。

この交付決定通知書を受領してから、工事に着手してください。

※原則、**施工業者との契約や支払いも、交付決定通知書を受領してから行ってください。**

工事の発注・施工

交付決定の内容に従って工事を実施してください。

事業内容に変更がある場合は、「交付決定内容変更承認申請書」を所轄の労働局に提出し、承認を受ける必要があります。

工事が完了したら費用を支払い、領収書と明細を受領してください。**分割払いや親会社の支払い、リース契約による支払いの場合には、助成金は交付できませんので、ご注意ください。**

工事費用の支払い

事業実績報告

報告書類を2部ずつ、所轄の労働局（**労働基準部健康課または健康安全課**）に提出して、実績報告をしてください。

報告は、交付決定の際に指定された期日までに行ってください。

交付額確定通知書受領

最終的に助成金の交付が適当と認められると、労働局で「受動喫煙防止対策助成金交付額確定通知書」を発行します。

請求書の提出

所定の様式の請求書に、助成金の振込先として指定する口座等の情報について記載し、所轄の労働局（**労働基準部健康課または健康安全課**）に提出してください。

助成金の受領

請求書の提出時に指定した口座に、助成金を振り込みます。

消費税仕入控除税額の確定に伴う助成金の返還

この助成金に係る仕入控除税額が確定したら、**遅くとも助成事業完了日の属する年度の翌々年度6月30日までに**所定の様式に従って、所轄の労働局（**労働基準部健康課または健康安全課**）に提出してください（仕入控除税額がゼロ円の場合を含む）※。

実施状況報告

設置した設備の運用状況や帳簿・書類の保存状況について、交付額確定の際に指示されたとおり、所轄の労働局（**労働基準部健康課または健康安全課**）に報告してください。**毎年の報告が必要です。**

※ 仕入控除税額があることが確定した場合の返納方法については、都道府県労働局に確認してください。

申請に当たっての注意点

- ▶ この助成金は「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」の対象のため、**厳格な運用が求められる制度です**。助成金の交付要綱、交付要領、その他の規定類をよく読み、制度の内容を理解してから申請してください。
- ▶ 偽りや**その他の不正行為**により助成金の交付を受けた場合、交付決定の内容や付された条件に違反した場合は、**助成金の返還を求めることがあります**。また、5年以下の懲役または100万円以下の罰金に処せられることがあります。
- ▶ 受付は原則申請順とし、**申請額が予算額に到達した場合、申請受付を締め切る予定**です。お早めにお申し込みください。

厚生労働省が実施する支援事業

厚生労働省では、職場の受動喫煙防止対策に取り組む事業者に対する支援を行っています。申請書類の書き方や風速に関する要件の満たし方など、助成金の申請の際に参考になる助言や、実績報告の際に必要な測定機器の貸出しを行っています。**利用はすべて無料**です。ぜひ、ご利用ください。

受動喫煙防止対策の技術的な相談

◆相談支援・周知啓発業務

- ① 事業場における喫煙室の設置、浮遊粉じんまたは換気量の要件への対応など技術的な内容について、専門家による電話相談を行います（必要に応じて実地指導も実施）。
- ② 受動喫煙防止対策に関する説明会を全国で実施します。
- ③ 企業の研修や団体の説明会に講師を派遣し、受動喫煙防止対策について説明します。
- ④ 助成金の対象企業に限らず、**すべての**職場の方がご利用いただけます。

【相談ダイヤル】 **050-3537-0777**

【ホームページ】 <http://www.jashcon.or.jp/contents/second-hand-smoke>

【事業委託先】 一般社団法人 日本労働安全衛生コンサルタント会

喫煙室などの要件の確認や職場環境の実態把握

◆測定機器の貸出業務

- ① 職場環境の実態把握などを行う際の支援として、デジタル粉じん計、風速計の無料貸出しを行います。**機器の往復の送料も無料です。予約はお早めに！！**
- ② 必要に応じて、測定方法の説明も行います。
- ③ 企業の研修や団体の説明会で、専門家が実演を交えながら、測定方法を説明します。展示用の機器も無料で貸し出します。
- ④ 助成金の対象企業に限らず、**すべての**職場の環境測定にもご利用いただけます。

【受付ダイヤル】 **03-3635-5111** (FAX 050-3730-9375)

【ホームページ】 <https://www.sibata.co.jp/news/news-36014/>

【事業委託先】 柴田科学株式会社

厚生労働省のホームページ

◆職場における受動喫煙防止対策について

http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/anzen/kitsuen/index.html

◆受動喫煙防止対策助成金（申請様式のダウンロードや、本助成金の手引きなど）

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000049868.html>

ご不明な点は、**事業場のある都道府県労働局**にご相談ください。

助成金の申請・相談等：労働基準部健康課または健康安全課

働く方と、周りで支える方々をサポートする

職場のメンタルヘルス対策専門の情報サイトです



ご家族

相談窓口
専門機関



支援者

事例紹介
動画・Q&A



働く方

セルフチェック (ストレス・疲労蓄積度)



部下を持つ方

eラーニング
教育・研修



事業者

事業場取り組み事例
職場環境改善ツール

あなたや、あなたの身の回りでこんな悩みを抱えている方はいませんか？



こころの健康問題により
休業中の社員がいる



職場のメンタルヘルス対策
について知りたい



こころの悩みがある
誰かに相談したい

相談窓口案内

働く人の「こころの耳電話相談」

☎ 0120-565-455

月曜日・火曜日 17:00～22:00
土曜日・日曜日 10:00～16:00
(祝日、年末年始はのぞく)



働く人の「こころの耳メール相談」

こころの耳メール

検索

24時間受付／1週間以内に返信します
<https://kokoro.mhlw.go.jp/mail-soudan>



こころの耳

検索

<https://kokoro.mhlw.go.jp>



インターネットによる情報提供の窓口です

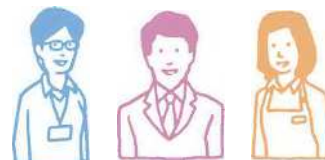
あなたは一人ではありません

あなたの力になる 場所や人を一緒に探しましょう

メンタルヘルス対策に関する さまざまな情報を提供しています

働く方へ

- 5分でできる職場のストレスセルフチェック
- 働く人の疲労蓄積度セルフチェック
- 15分でわかるセルフケア
- 専門の相談機関・医療機関のご案内
- こころの病・克服体験記



ご家族の方へ

- 働く人の疲労蓄積度セルフチェック(家族支援用)
- ご家族にできること
- 遺されたご家族へ
- ご存知ですか?うつ病



部下を持つ方へ

- 15分でわかるラインによるケア
- 動画で学ぶメンタルヘルス教室
- 職場の快適度チェック
- 気配りしてますか



事業者の方へ

- 施策概要・法令・指針・行政指導通達など
- 「働き方改革関連法」について
- 事業場取り組み事例
(職場復帰支援、ストレスチェックなど)
- 職場環境改善ツール



支援する方へ

- ストレスチェック制度について
- 15分でわかる事業場内産業保健スタッフ等によるケア
- 職場復帰に関わったみんなの声
- 専門家によるQ&A
- 統計情報・冊子・パンフレット・研修会など



こころの耳

検索

<https://kokoro.mhlw.go.jp>

令和 2 年 3 月 26 日

都道府県労働局労働基準部長 殿


 厚生労働省労働基準局安全衛生部
 安全課長, 労働衛生課長, 化学物質対策課長

インターネット等を介したeラーニングにより行われる特別教育の当面の考え方等について

近年、事業者が、インターネットその他の高度情報通信ネットワークを利用して行う通信制の職業訓練等（以下「eラーニング等」という。）によって労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号。以下「法」という。）第 59 条第 3 項に規定する安全又は衛生のための特別の教育（以下「特別教育」という。）を行う事例が報告されている。eラーニング等は、インターネット等を介して行う教育、研修等の一手法であるが、eラーニングによる特別教育は特別教育に係る法定の要件を満たさない場合もあることから、当該特別教育については、当面の間、下記 1 の考え方に基づき、下記 2 のとおり措置されたい。なお、インターネット等を活用した様々な形式の特別教育の是非、必要な措置等については、おって指示する。

記

1 考え方

eラーニング等による特別教育として実施されている教育が、次のいずれかに該当する場合には、法第 59 条第 3 項、労働安全衛生規則（昭和 47 年労働省令第 32 号）第 36 条から第 39 条まで及び安全衛生特別教育規程（昭和 47 年労働省告示第 92 号）等の各特別教育規程の規定に基づき行われていないものと判断されることから、特別教育として無効であること。

- ① eラーニング等の教育内容が、各特別教育規程に定める範囲を満たしていない又はeラーニング等の教材の閲覧・視聴等による教育時間が、各特別教育規程に定める時間未満であるもの
- ② 特別教育のうちの学科教育のために使用されている映像教材又はウェブサイト動画等に出演する講師並びに当該映像教材又はウェブサイト動画等を作成する者及び監修する者が、いずれも十分な知識又は経験を有することが確認できないもの
- ③ 特別教育のうちの学科教育のために使用されている映像教材又はウェブサイト動画等について、実際の視聴・閲覧時間を受講者自身が操作できる場合、特別教育としてeラーニング等を提供する者（以下「教育事業者」という。）又は事業者が監視者を配置していないために、当該映像教材又はウェブサイト動画等の視聴・閲覧中に受講者が自由に離席できる場合等、各特別教育規程に定める教育時間以上当該学科教育が行われたことが担保できないもの
- ④ 特別教育のうちの実技教育としての教育について、講師と同一場所で対面により実施していないもの

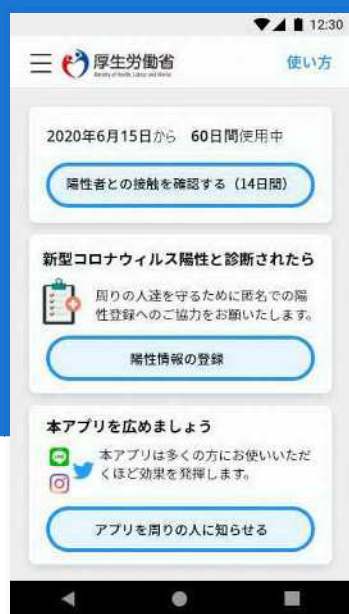
2 措置

- (1) 上記 1 の考え方に基づき、特別教育として上記 1 の①から④までのいずれかに該当するものを実施している教育事業者に対しては、本通達を根拠として、「特別教育としてeラーニング等を実施する場合は、当該eラーニング等が上記 1 の①から④までに該当しなくなったことを証明すること」を、貴職から文書により求めること。

なお、指導文書については、厚生労働省労働基準局安全衛生部安全課機械班あて、写しを送付すること。

- (2) 上記 1 の考え方につき、集団指導等の機会を捉え、関係事業者に周知すること。

自分をまもり、大切な人をまもり、
地域と社会をまもるために、
接触確認アプリをインストールしましょう。



* 画面イメージ

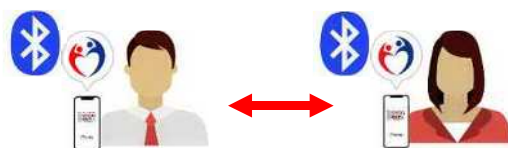
厚生労働省 新型コロナウイルス 接触確認アプリ (略称 : COCOA) COVID-19 Contact Confirming Application

接触確認アプリは、新型コロナウイルス感染症の
感染者と接触した可能性について、通知を受け取る
ことができる、スマートフォンのアプリです

○本アプリは、利用者ご本人の同意を前提に、
スマートフォンの近接通信機能（ブルートゥース）
を利用して、お互いに分からないようプライバシーを
確保して、新型コロナウイルス感染症の陽性者と
接触した可能性について、通知を受けること
ができるアプリです。

○利用者は、陽性者と接触した可能性が分かる
ことで、検査の受診など保健所のサポートを早く
受けることができます。利用者が増えることで、
感染拡大の防止につながることを期待されます。

1メートル以内、15分以上の接触した可能性



- ・ 接触に関する記録は、端末の中だけで管理し、外にはできません
 - ・ どこで、いつ、誰と接触したのかは、互いにわかりません
- ※ 端末の中のみで接触の情報（ランダムな符号）を記録します
※ 記録は14日経過後に無効となります
※ 連絡先、位置情報など個人が特定される情報は記録しません
※ ブルートゥースをオフにすると情報を記録しません

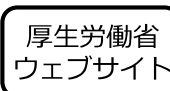
iPhoneの方はこちら



Androidの方はこちら



詳しくはこちら



新型コロナウイルス接触確認アプリ 利用者向けQ & A

問1 接触確認アプリとは、どのようなものですか。

利用者ご本人の同意を前提に、スマートフォンの近接通信機能（ブルートゥース）を利用して、お互いに分からないようプライバシーを確保して、新型コロナウイルス感染症の陽性者と接触した可能性について、通知を受けることができます。なお、本アプリはApple社とGoogle社が提供しているアプリケーション・プログラミング・インターフェイス(API)を元に開発しています。

問2 アプリを利用することで、どのようなメリットがありますか。

利用者は、新型コロナウイルス感染症の陽性者と接触した可能性が分かることで、検査の受診など保健所のサポートを早く受けることができます。利用者が増えることで、感染拡大の防止につながることが期待されます。

問3 他の利用者との接触をどのように記録するのですか。

スマートフォンの近接通信機能（ブルートゥース）を利用して、ほかのスマートフォンとの近接した状態（概ね1メートル以内で15分以上）を接触として検知します。近接した状態の情報は、ご本人のスマートフォンの中にのみ暗号化して記録され、14日が経過した後に自動的に無効になります。この記録は、端末から外部に出ることはなく、利用者はアプリを削除することで、いつでも任意に記録を削除できます。

問4 個人情報が収集されることはありませんか。

氏名・電話番号・メールアドレスなどの個人の特定につながる情報を入力いただくことはありません。他のスマートフォンとの近接した状態の情報は、暗号化のうえ、ご本人のスマートフォンの中にのみ記録され、14日の経過した後に自動的に無効になります。行政機関や第三者が接触の記録や個人の情報を利用し、収集することはありません。

問5 位置情報を利用するのですか。

GPSなどの位置情報を利用することはない、記録することはありません。

問6 他の利用者との接触を検知する目安はありますか。

ご利用のスマートフォン同士が、概ね1メートル以内の距離で15分以上の近接した状態にあった場合、接触として検知される可能性が高くなります。機器の性能や周辺環境（ガラス窓や薄い障壁など）、端末を所持する方向などの条件や状態により、計測する距離や時間に差が生じますので、正確性を保証するものではありません。

問7 利用はいつでも中止できますか。

いつでも任意にアプリの利用を中止し、アプリを削除することで、すべての過去14日間分までの記録を削除できます。

問8 アプリでは、どのような通知がきますか。

新型コロナウイルス感染症の陽性者が、本人の同意のもと、陽性者であることを登録した場合に、その陽性者と過去14日間に、概ね1メートル以内で15分以上の近接した状態の可能性があった場合に通知されます。通知を受けた後は、ご自身の症状などを選択いただくと、帰国者・接触者外来等の連絡先が表示され、検査の受診などが案内されます。

問9 新型コロナウイルス感染症の陽性者がアプリで登録したら通知はすぐにきますか。

利用者への通知は、1日1回程度となっております。アプリへの登録のタイミングによっては、すぐに通知されない場合があります。なお、アプリの設定で「通知をON」にいただくと、通知があった場合に画面上に通知メッセージが表示されます。

問10 新型コロナウイルス感染症の陽性者と診断されましたが、アプリで登録しなかったらどうなりますか。

陽性者と診断された場合に、アプリへの登録は、利用者の同意が前提であり、任意です。登録いただくことで、あなたと接触した可能性がある方が、検査の受診など保健所のサポートを早く受けることができます。

問11 陽性者との接触の可能性が確認されたとの通知を受けたら、何をすればいいですか。

アプリの画面に表示される手順に沿って、ご自身の症状などを選択いただくと、帰国者・接触者外来などの連絡先が表示され、検査の受診などをご案内します。

問12 厚生労働省ではアプリで得た情報を何に利用するのですか。

厚生労働省では、アプリにより、利用者のデータを利用し、収集することはありません。利用者に氏名・電話番号などの個人情報を入力いただくこともありません。